

(案)

かすみがうら市消防庁舎等整備基本計画

令和 6 年 5 月

目 次

第1章 基本計画の趣旨

- 1 基本計画策定の目的 1
- 2 基本計画策定の背景と経緯 2
- 3 関連計画における消防庁舎の位置づけ 3

第2章 市の現状

- 1 人口の状況 1
- 2 公共施設の適正化を踏まえた財政の状況 1
- 3 施設等の現状

第3章 基本構想の概要

- 1 消防庁舎の課題 4
- 2 消防庁舎の適正配置 6
- 3 消防庁舎の適正規模と機能要件
- 4 整備基本方針

第4章 庁舎整備に係る基本計画

- 1 消防庁舎に係る消防体制
- 2 消防庁舎の配置計画
- 3 消防庁舎の施設計画
- 4 消防庁舎の構造計画
- 5 消防庁舎の設備計画
- 6 事業スケジュール
- 7 概算事業費
- 8 ライフサイクルコスト(LCC)縮減に向けた取り組み
- 9 消防庁舎整備に活用可能な財政措置

第5章 資料編

第1章 基本計画の趣旨

第1節 基本計画策定の目的

1. 目的

消防庁舎のあり方については、これまでも各論的な検討や議論を継続してきました。しかし、本市を取り巻く様々な状況の変化に伴い、その方向性を見極め計画的な整備の具体性を確立させる時期に直面しています。そこで、これまでの経過を踏まえて様々な条件や制限等を検証し、これらの結果に基づき総合的な判断に基づく結論を導き出すこととします。

そこで、この目的を達成するため、老朽化した消防庁舎の整備に関する基本的な方針や必要となる諸機能などについて具体化した、「かすみがうら市消防庁舎等整備基本計画」を策定することとします。

第2節 基本計画策定の背景と経緯

1. 沿革

当消防本部は、昭和52年4月1日に新治地方広域事務組合消防本部として発足し（千代田村、出島村、八郷町、新治村）1本部1署3分署（消防本部、千代田消防署、出島分署、八郷分署、新治分署）で運用開始しました。その後、3分署を消防署に昇格し、1本部4署（消防本部、千代田消防署、出島消防署、八郷消防署、新治消防署）となりました。平成16年12月には、八郷消防署山崎出張所を開庁して救急業務の拡充を図り、1本部4署1出張所となりました。

その後、町制施行に伴い名称変更等を経て平成17年3月28日に地方自治法第7条に基づく廃置分合により千代田町と霞ヶ浦町が合併してかすみがうら市へ、平成17年10月1日に八郷町が石岡市へ合併、平成18年2月20日に新治村が土浦市と合併しました。新治村が土浦市と合併にあわせてかすみがうら市は単独消防本部となり、1本部2署の配置体制で市内全域をカバーすることとなりました。また、管轄区域としては、旧千代田町地区を西消防署で、旧霞ヶ浦町地区を東消防署で担うこととし、常磐高速自動車道（上り千代田石岡 IC から土浦北 IC まで、下り千代田石岡 IC 笠間 IC）についても管轄しています。

現在の各施設の状況としては、消防本部・西消防署は昭和52年に竣工してから46年が経過し、東消防署は昭和54年に竣工してから44年が経過しており、新耐震基準に基づく建築のため耐震性は確保されているものの、施設の老朽化は劣化度調査においても顕著にあらわれています。

2. 背景

本市の人口は、社会増減では増加傾向にあるものの一時的な要素も含んでおり、自然増減の大幅な減少は顕著で、総人口としては依然として減少傾向を示しています。令和5年12月1日現在の人口は40,429人となり、推計よりも人口減少がやや進行している状況です。さらに、令和4年4月に霞ヶ浦地区（旧霞ヶ浦町）が過疎地域の指定を受け、「かすみがうら市過疎地域持続的発展計画」を策定して人口減少に対応することとなりました。

財政事情においては、令和元年度決算から財政調整基金の繰入れを要するなど、依然として財政構造の硬直化は否めない状況です。また、地方債の償還金は年々増加傾向にあり、今後に大型事業へ着手した場合には将来的に大幅な負担増が見込まれます。さらに、急速な人口減少に伴う財政基盤の脆弱化は避けられず、一般財源の減少は近い将来における重要な懸念材料となっています。

厳しい財政状況の中で、公共施設等の長期的な計画に基づき更新、統廃合、長寿命化などを実施することで財政負担の軽減や平準化を図るためには、公共施設等の適正配置が必要となっています。かすみがうら市公共施設等マネジメント計画第Ⅰ期実行計画（令和4年3月策定）における、「基本方針・取組み方針」や「主な公共施設の課題と方向性」を踏まえ、各個別施設の具体的な対応方針を整理し、機能の再編や維持管理、更新等に関する優先順位の考え方や対応策、実施時期などを定め、維持管理・更新等を着実に推進していくこととしています。

また、国土強靱化に資するため、かすみがうら市国土強靱化地域計画（令和3年3月）を策定し、事前防災や減災、迅速な復旧・復興を総合的かつ計画的に実施することとしました。そのため、高度経済成長期以降に集中的に整備したインフラの急速な老朽化を見込み、長寿命化や計画的な更新による機能の適切な維持は重要な課題となっています。

3. 経緯

消防庁舎については、第2次かすみがうら市総合計画（後期基本計画）において消防力の基盤となる消防活動拠点の方向性を検討することとなっています。これに連動した「かすみがうら市公共施設等マネジメント計画（基本計画）及び第Ⅰ期実行計画」においては、令和6年度までに移転改築の検討や調整を実施し、令和7年度以降は移転・改築を実施することとしています。

また、令和5年8月に行政機能拡充プランを策定し、消防施設の機能や老朽化、立地などの課題があり、公共施設全体の中でも喫緊の課題施設として優先順位は高いとされています。また、健全な財政運営の維持を目的として現存する公共施設を最大限活用することを前提とし、この対策の具体案としては、令和8年度中の供用開始を目指して消防本部と西消防署を千代田庁舎防災センターへの機能移転することとしています。これによって、消防活動拠点としての機能を維持・改善し、住民の安全安心を守ることとしています。

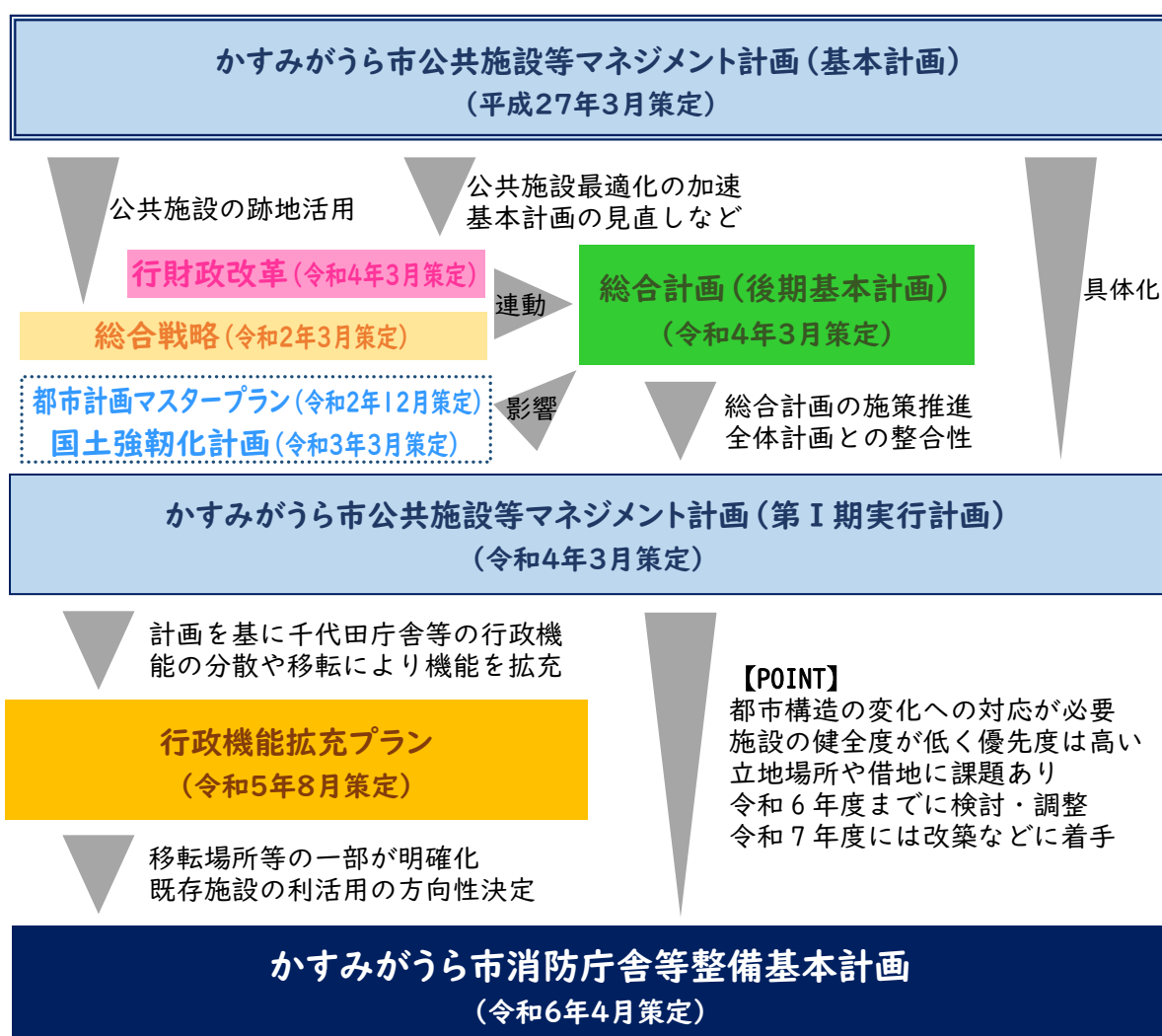
第3節 関連計画における消防庁舎の位置づけ

1. 計画の位置づけ

市の公共施設は、「かすみがうら市公共施設等マネジメント計画」に基づき、「第2次かすみがうら市総合計画（後期基本計画）」や「かすみがうら市行財政改革アクションプラン」などと連動し、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することとしています。この第1期実施計画においては、基本方針などを踏まえて各施設の具体的な対応方針を整理し、機能再編や維持管理、更新等に関する優先順位の考え方、対応策、実施時期などを各個別施設ごとに定め、維持管理や更新等を着実に推進していくこととしています。

また、かすみがうら市国土強靱化計画においては、防災拠点の機能確保に関する視点から、消火、救出・救助活動の重要な拠点となる消防庁舎は、継続した適切な維持管理によって災害時においても施設の機能が維持され応急対策を実施できる体制が整備されていることが求められています。

2. 各計画の相関関係



第2章 市の現状

第1節 基本計画策定の目的

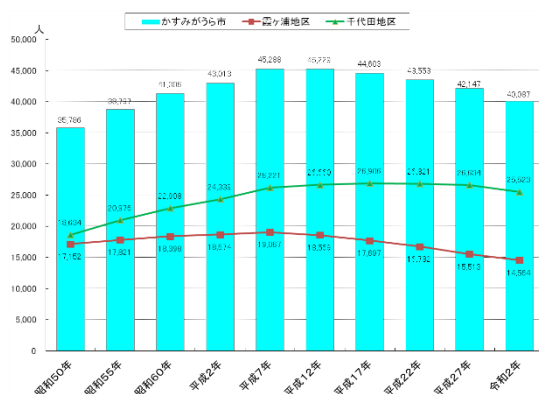
1. 人口の状況

本市の人口は降徐々に減少してきており、令和2年国勢調査では40,087人となっており、推計よりも人口減少がやや進行している状況です。千代田地区に比べ霞ヶ浦地区の人口減少が顕著となっており、令和4年4月に霞ヶ浦地区（旧霞ヶ浦町）が過疎地域の指定を受けました。

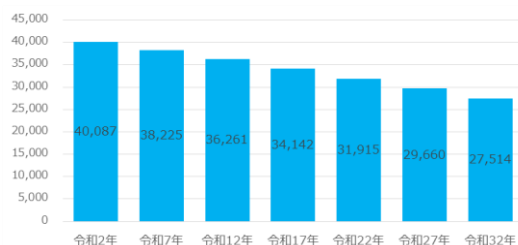
また、令和5年12月1日現在、常住人口は40,429人となっております。総人口の動向としては、自然増減（出生や死亡による人口の増減）は大幅な減少となり顕著に減少傾向を示しており、社会増減（市内外への転入・転出による人口の増減）はコロナ禍における社会情勢の変化の影響もあり傾向を予測することが困難な状況です。これらを踏まえて傾向を予測するとしても、自然増減の影響が大きいことから緩やかには減少することは明らかな状況となっています。

さらに、現在の年齢別の人口構成を鑑みても、少子高齢化が急速に進んでいくことは否めない状況です。地域によっては50%を超える高齢化率が高い地域もある一方で、高齢化率は低いものの高齢者数が多い地域もあるなど、地域によって状況が異なることを十分に把握しながら対応を検討する必要があります。

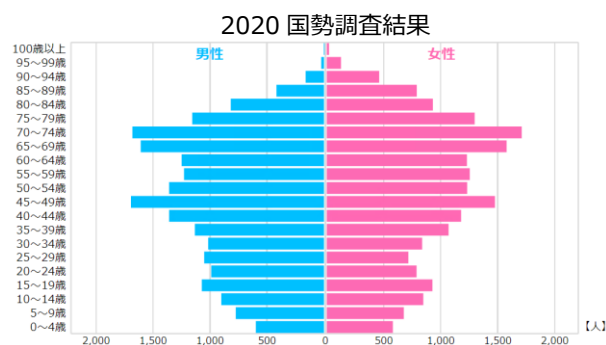
地域別の人口推移



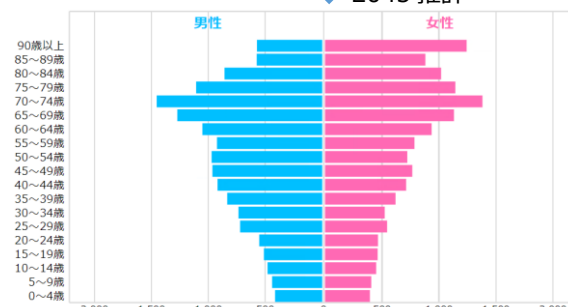
将来の人口推移予測



人口ピラミッドの推移



2045 推計

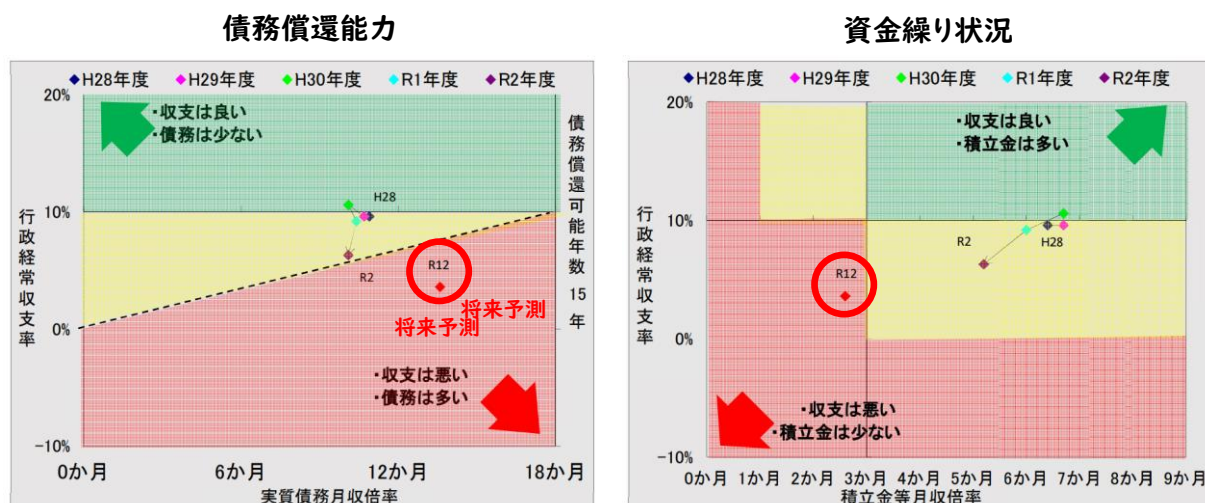


出典：統計ダッシュボード (<https://dashboard.e-stat.go.jp/>)

2. 公共施設の適正化を踏まえた財政の状況

当市には、様々な公共施設がありますが、大半の施設が建築から30年以上を経過し、老朽化への対応が必要不可欠な状況となっています。こうした公共施設は、少子高齢化による人口構造の変化や人口減少、生活スタイルの変化などによって、必要とされる役割や機能なども含めて検討が必要な時期を迎えています。

公共施設の適正化においては、財政負担が一定期間において増加することは避けられない状況です。起債や補助金などの活用による負担の平準化を見込んだとしても、将来的には地方債の返還の長期化を招く恐れもあることも考慮しなければなりません。また、税収の減少や社会保障費用の増大など、少子高齢化率の向上に伴う避けられない財政状況が近い将来に見込まれています。さらに、近年の基金の繰り入れなどによる財政状況に硬直化の傾向がみられることや、VUCA 時代における将来的展望を踏まえると長期的な財政計画においては多くの懸念材料を抱えている状況です。

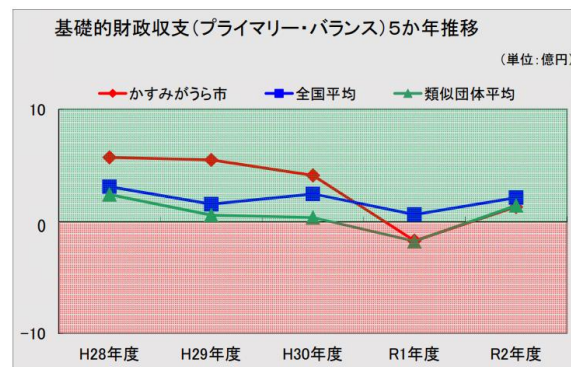
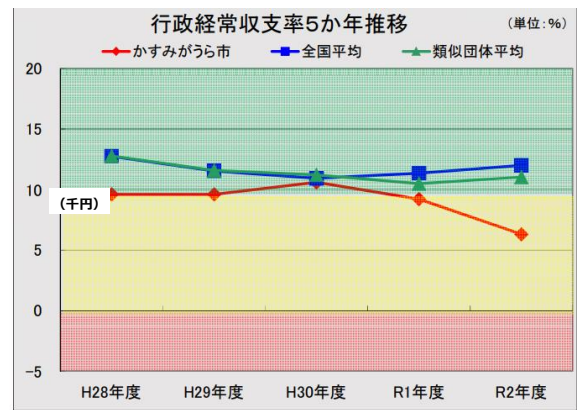
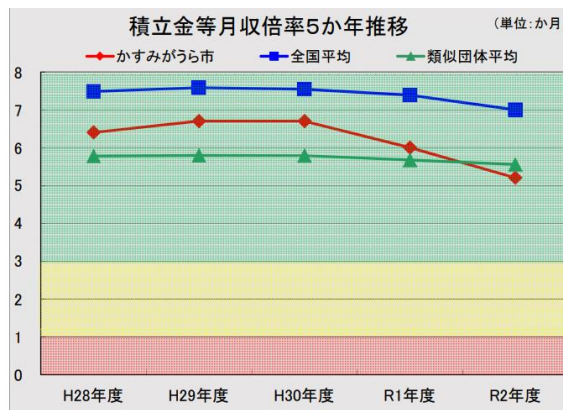
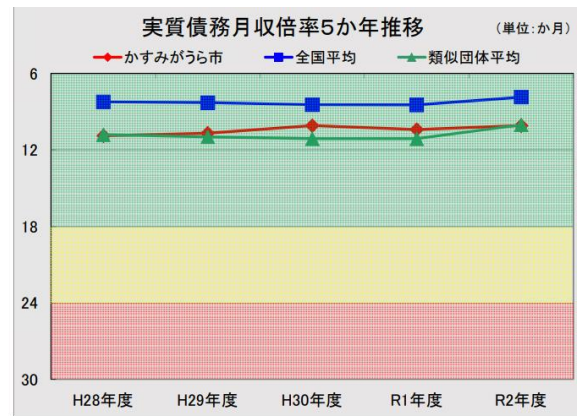
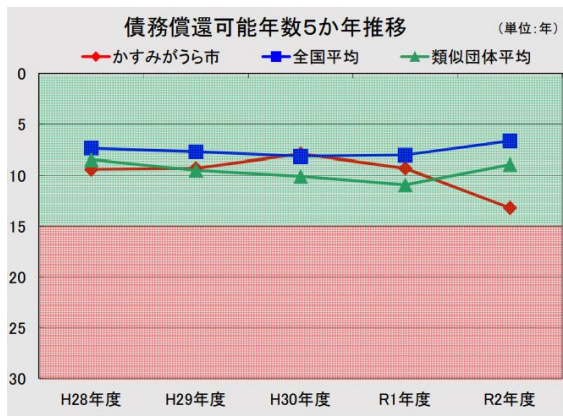


財務指標の経年推移

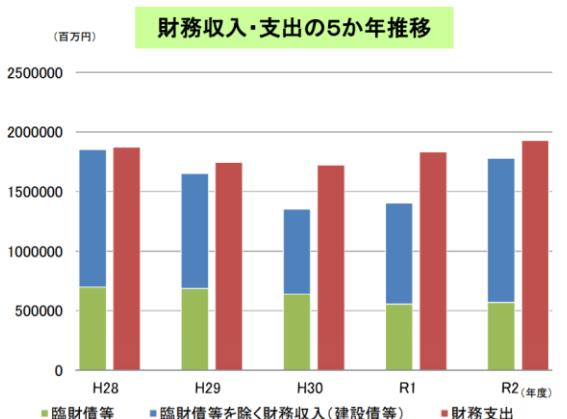
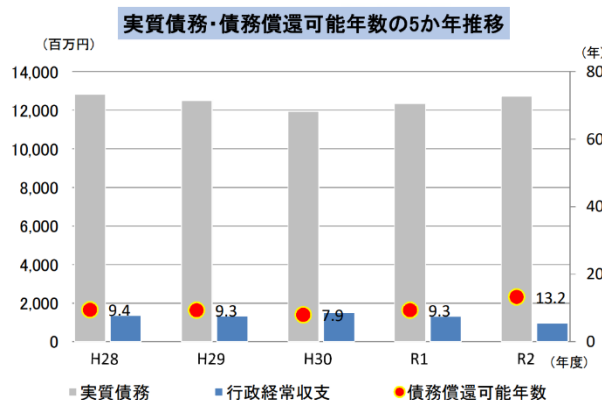
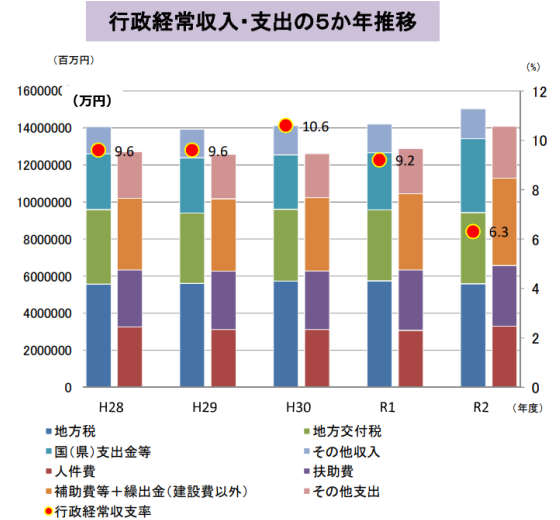
【財務指標】

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	類似団体 平均値	全国 平均値	(参考) 茨城県 平均値
債務償還可能年数	9.4年	9.3年	7.9年	9.3年	13.2年	8.9年	6.7年	7.9年
実質債務月収倍率	10.9か月	10.7か月	10.1か月	10.4か月	10.1か月	10.0か月	7.9か月	8.8か月
積立金等月収倍率	6.4か月	6.7か月	6.7か月	6.0か月	5.2か月	5.6か月	7.0か月	4.7か月
行政経常収支率	9.6%	9.6%	10.6%	9.2%	6.3%	11.0%	12.0%	10.0%

※平均値は、いずれもR2年度



※ 基礎的財政収支 = (歳入 - (地方債 + 繰越金 + 基金取崩))
 - (歳出 - (公債費 + 基金積立))
 ※ 基金は財政調整基金及び減債基金
 (基金積立には決算剰余金処分による積立額を含まない。)



3. 施設等の現状

(1) 消防庁舎の状況

① 消防本部・西消防署

現消防庁舎は、庁舎施設と附属棟（訓練施設構造物を除く）で構成されています。庁舎施設は、築年数が46年となっており、施設劣化度の調査においても健全度が36程度と老朽化が進行しています。また、車両の大型化や必要資機材の増加などにともない収納スペースが不足している状況で、簡易的な収納用倉庫を追加しながら対応しています。

◆ 現消防庁舎等の概要（R5時点）

区分	名称	建築年	延床面積	構造	階数	耐震性			健全度
						耐震基準	耐震診断	耐震補強	
主	消防本部・西消防署庁舎	S52	744.11 m ²	RC造	2	旧	実施済	実施済	36.35
付1	会議室兼車庫	S57	351.33 m ²	S造	2	新	—	—	35.33
付2	危険物倉庫	S56	6.64 m ²	CB造	1	旧	未実施	不要	—
付3	車庫	S56	135.00 m ²	S造	1	旧	未実施	不要	—
付4	防災倉庫兼書庫	S62	60.00 m ²	S造	1	新	—	—	—
付5	資機材庫兼資源用倉庫	H14	20.90 m ²	その他	1	—	—	—	—
付6	資機材用倉庫	H15	21.17 m ²	S造	1	新	—	—	—
付7	高圧ガス充填所	S54	4.94 m ²	CB造	1	旧	未実施	不要	—
付8	倉庫（スチール物置）	H12	22.70 m ²	その他	1	—	—	—	—
付9	書庫（スチール物置）	H12	10.73 m ²	その他	1	—	—	—	—
付10	倉庫（スチール物置）	不明	18.14 m ²	その他	1	—	—	—	—
付11	倉庫（スチール物置）	不明	8.90 m ²	その他	1	—	—	—	—
付12	倉庫（スチール物置）	不明	8.74 m ²	その他	1	—	—	—	—



◆建物外観

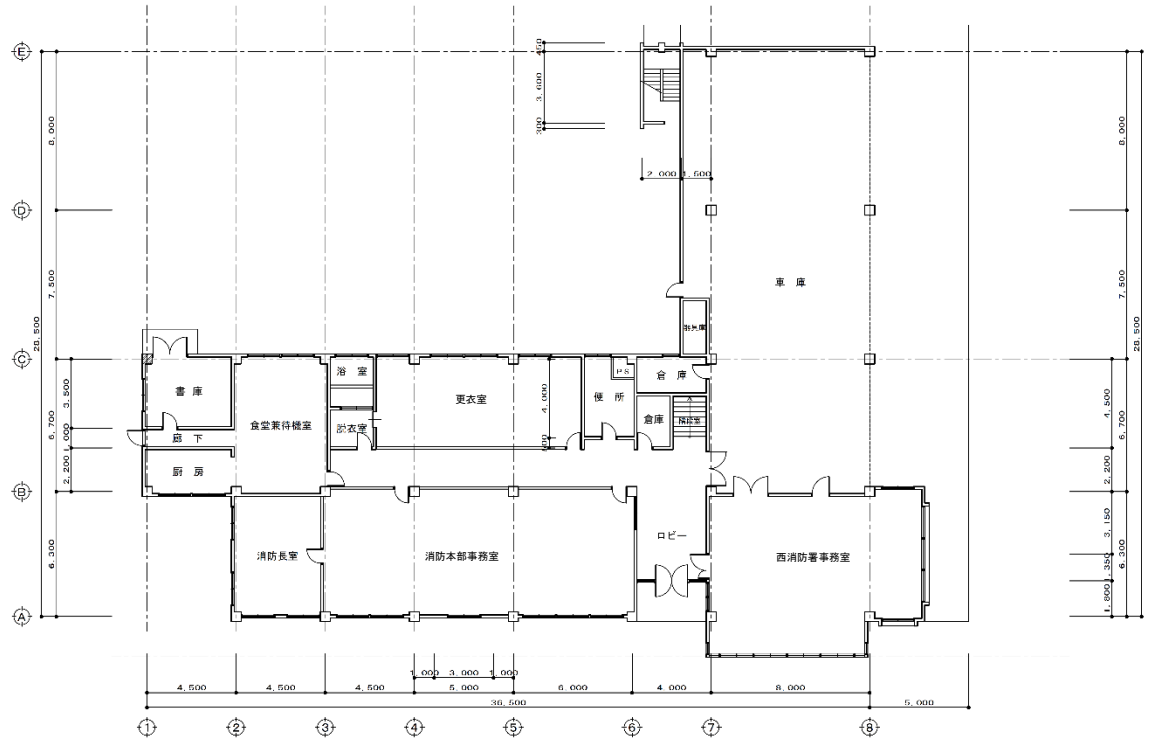
◆敷地の概要 (R5 時点)

敷地面積	4,990.00 m ²	保有状況	借上げ	賃借料(年)	983,228 円
借地面積	4,990.00 m ²	地権者	3人	賃借期間	46年

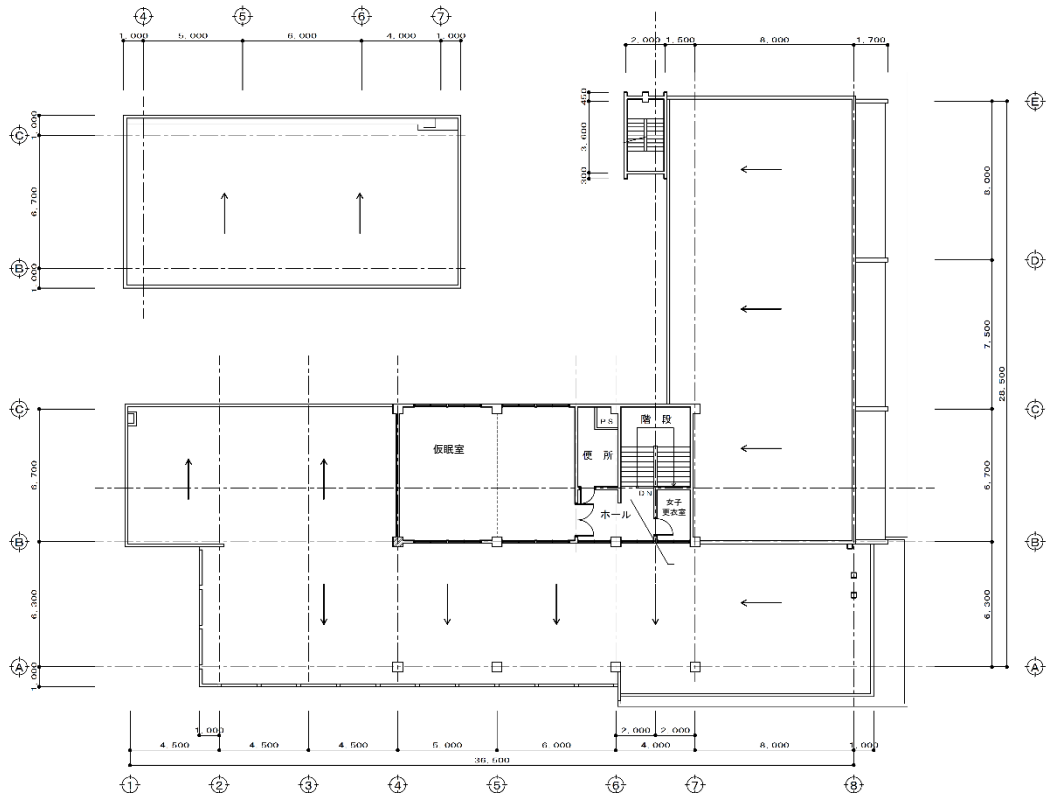


◆既存施設の概要

1階平面図



2階平面図



◆施設の劣化度評価点

消防本部・西消防署

総合劣化度評価点	338.00	〈参考〉健全度	36.35
----------	--------	---------	-------

項目	経過劣化度	構造部劣化度	部位別劣化度				
			屋根・屋上	外壁	内部	機械設備	電気設備
評価係数	1.00	2.00	2.00	2.00	1.00	1.00	1.00
評価	-	C	C	C	C	C	D
評価点	8.00	40.00	40.00	40.00	40.00	40.00	40.00
劣化度評価点	① 8.00	② 80.00	③ 80.00	④ 80.00	⑤ 40.00	⑥ 40.00	⑦ 10.00

項目	総合劣化度評価点（1000点満点）	健全度（100点満点）
劣化度評価点	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦ 338.00	36.35

会議室兼車庫

総合劣化度評価点	370.00	〈参考〉健全度	35.33
----------	--------	---------	-------

項目	経過劣化度	構造部劣化度	部位別劣化度				
			屋根・屋上	外壁	内部	機械設備	電気設備
評価係数	1.00	2.00	2.00	2.00	1.00	1.00	1.00
評価	-	C	B	C	C	D	D
評価点	0.00	40.00	75.00	40.00	40.00	10.00	10.00
劣化度評価点	① 0.00	② 80.00	③ 150.00	④ 80.00	⑤ 40.00	⑥ 10.00	⑦ 10.00

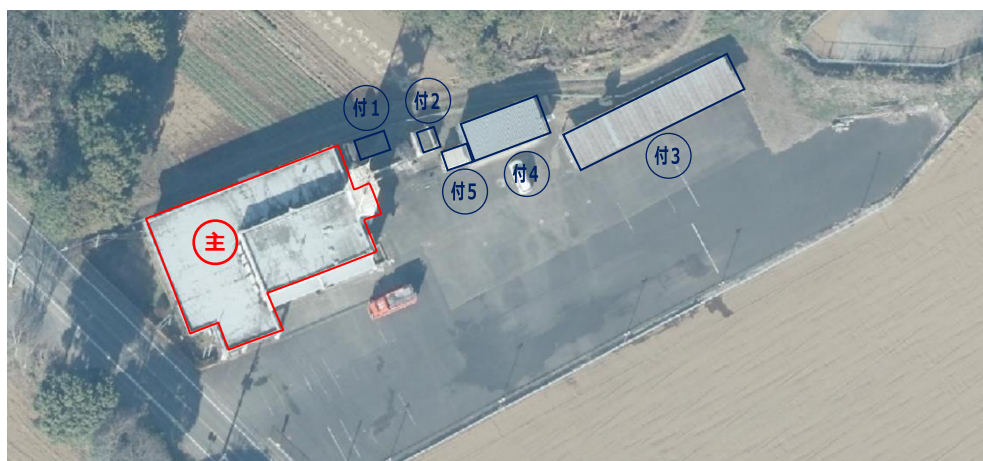
項目	総合劣化度評価点（1000点満点）	健全度（100点満点）
劣化度評価点	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦ 370.00	35.33

②東消防署

現東消防署は、庁舎施設と附属棟で構成されています。庁舎施設は、築年数が44年となっており、施設劣化度の調査においても健全度が43程度と老朽化が進行しています。また、敷地内には消防団が操法の訓練に利用できる場所が確保されていて、照明付きの2コースが設置してあります。

◆現消防庁舎等の概要（R5 時点）

区分	名称	建築年	延床面積	構造	階数	耐震性			健全度
						耐震基準	耐震診断	耐震補強	
主	庁舎	S54	448.06 ㎡	RC造	1	旧	実施済	実施済	42.98
付 1	機庫	S54	24.00 ㎡	CB造	1	旧	未実施	不要	
付 2	危険物倉庫	S56	6.64 ㎡	CB造	1	旧	未実施	不要	
付 3	車庫	S58	90.00 ㎡	S造	1	新	—	—	
付 4	防災倉庫兼書庫	S63	48.60 ㎡	S造	1	新	—	—	
付 5	資源用倉庫	H14	6.52 ㎡	その他	1	新	—	—	

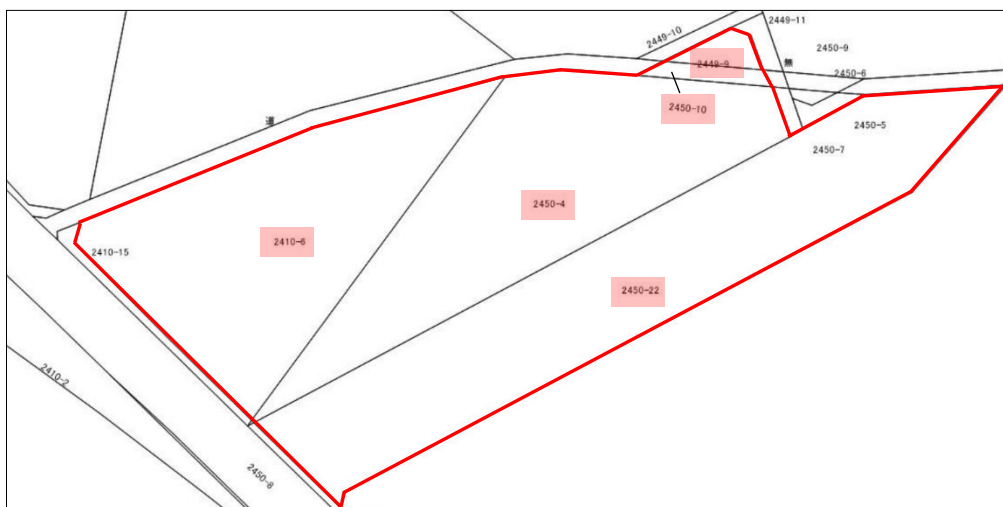


◆建物外観

◆敷地の概要 (R5 時点)

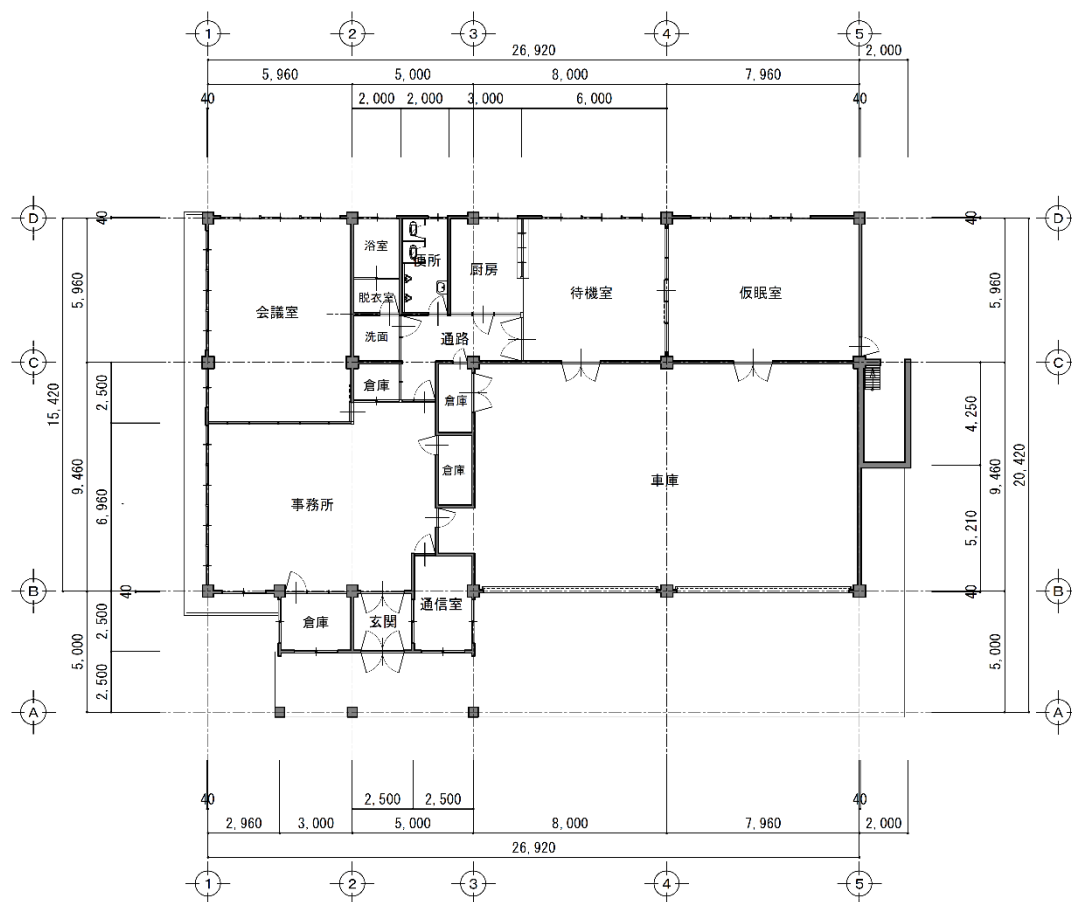
敷地面積	3922.84 m ²	保有状況	市有地 (一部借上げ)	賃借料(年)	15,228 円
借地面積	70.00 m ²	地権者	1 人	賃借期間	44年

※借地部分は、敷地外の排水管の埋設部分



◆既存施設の概要

Ⅰ階平面図



◆施設の劣化度評価点

総合劣化度評価点	442.00	〈参考〉健全度	40.00
----------	--------	---------	-------

項目	経過劣化度	構造部劣化度	部位別劣化度				
			屋根・屋上	外壁	内部	機械設備	電気設備
評価係数	1.00	2.00	2.00	2.00	1.00	1.00	1.00
評価	-	B	C	C	C	C	C
評価点	12.00	75.00	40.00	40.00	40.00	40.00	40.00
劣化度評価点	① 12.00	② 150.00	③ 80.00	④ 80.00	⑤ 40.00	⑥ 40.00	⑦ 40.00

項目	総合劣化度評価点（1000点満点）	健全度（100点満点）
劣化度評価点	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦ 442.00	40.00

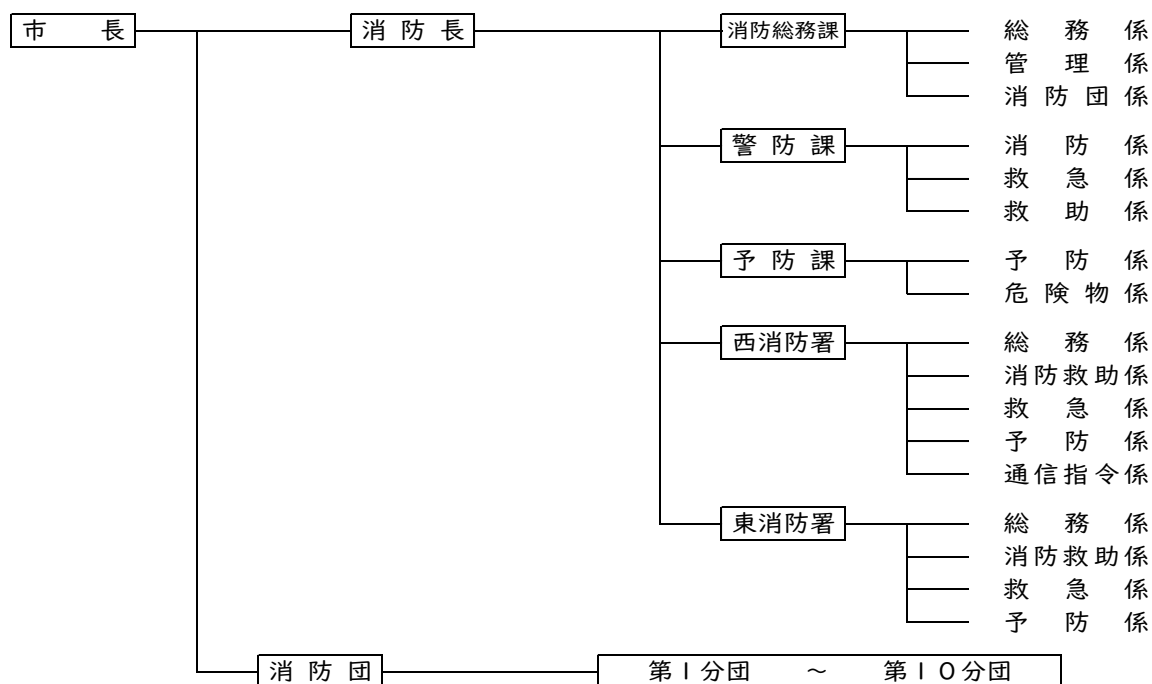
③市内の消防署の配置状況

消防署は、旧千代田町地域に西消防署、旧霞ヶ浦町地域に東消防署を設置して、旧町エリアを管轄地域として運用しています。市内における立地場所としては、各管轄エリアの中心とはいえないものの一定のバランスを確保できる範囲内には位置しています。



(2) 消防組織の状況

①消防組織体系（令和5年4月1日現在）



②所属別・階級別人員配置状況（令和5年4月1日現在）

所属別		階級別	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	派遣	再任用	計
消防本部	消防長		1(1)								1(1)
	次長										
	消防総務課			1(1)	3(2)	2			1		7(3)
	(一般行政職)			2(2)						1(1)	3(3)
	警防課			2(2)	3(2)	2					7(4)
	予防課			2(2)	2(2)	2					6(4)
	小計		1(1)	7(7)	8(6)	6			1	1(1)	24(15)
消防署	西消防署			5(1)	10	5	12	9			42(1)
	東消防署			3(1)	8	4	2	6			25(1)
	小計			8(2)	18	9	14	15			64(2)
合計			1(1)	15(9)	26(6)	15	14	15	1	1(1)	88(17)

※（ ）内は日勤者

※市から出向の一般行政職は相当職

※再任用は短時間勤務のため定員には含まれないが集計には含めるものとする

③車両の配置状況

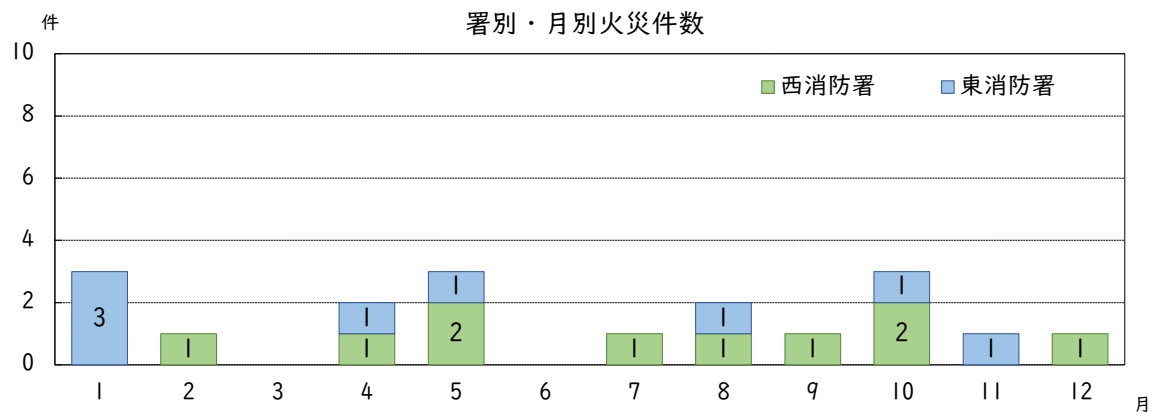
所属	車両種別	車両名	年式	備考
消防本部	指揮車	日産セレナ	H24	
	連絡車	トヨタプリウスα	R1	
	査察車	トヨタハイエース	H30	
	広報車	日産クリッパー	R2	
	団指揮車	日産キャラバン	H30	
	団防災活動車	三菱エクリプスクロス	R5	
	資機材搬送車	日野デュトロ	H30	
西消防署	水槽付消防ポンプ自動車	日野 BDG-GX7JGWA 改	H23	水Ⅰ-A型
	消防ポンプ自動車	日野 ZKG-XZU685	R4	CD-Ⅰ型（リース）
	化学消防ポンプ自動車	日野 2KG-GX2ABA	R5	化Ⅱ型
	救助工作車	日野 SDG-GX7JGAA 改	H30	救Ⅱ型
	指揮車	日産エクストレイル	H29	
	救急自動車	トヨタ 3BF-TRH226S	R3	高規格
	救急自動車	トヨタ CBF-TRH226S	H28	高規格
	救急自動車	トヨタ CBF-TRH226S	H22	高規格（緊援隊）
東消防署	水槽付消防ポンプ自動車	日野 SDG-GX7JGAA 改	H23	水Ⅰ-A型
	消防ポンプ自動車	日野 TKG-XZU685	H26	CD-Ⅰ型
	指揮車	日産エクストレイル	H28	
	救急自動車	トヨタ CBF-TRH226S	R2	高規格
	救助艇	ヤマハ	H18	130馬力

車両種別	所属別	消防本部			西消防署	東消防署	計
		消防総務課	警防課	予防課			
救助工作車					1		1
化学消防ポンプ自動車					1		1
水槽付消防ポンプ自動車					1	1	2
消防ポンプ自動車					1	1	2
救急車					3	1	4
指揮車			1		1	1	3
団指揮車		1					1
団防災活動車		1					1
査察車				1			1
広報車				1			1
連絡車		1					1
救助艇						1	1
資機材搬送車			1				1
合計		7			8	5	20

④出動状況

◆火災出場

署別 詳細情報		西消防署	東消防署	合計
火災種別	建物	4	2	6
	林野	-	1	1
	車両	4	-	4
	その他	2	5	7
	計	10	8	18
焼損棟数	全焼	1	3	4
	半焼	-	-	-
	部分焼	1	-	1
	ぼや	2	3	5
	計	4	6	10
焼損面積	建物㎡	30	353	383.3
	林野α	5	15	20
死傷者数	死者	-	-	-
	負傷者	2	1	3
り災世帯数	全損	-	-	-
	半損	-	-	-
	小損	2	1	3
	計	2	1	3
り災者数		2	1	3



◆火災・救急・救助以外の出場件数

署別 出場種別	西消防署	東消防署	計
非火災	8	5	13
危険排除	13	21	34
怪煙偵察	3	2	5
誤報	5	1	6
管外	0	0	0
その他	347	219	566
合計	376	248	624

◆救急出場

事故種別		署別		西消防署		東消防署		合計	
				出場	搬送	出場	搬送	出場	搬送
火災事故				7	2	3	1	10	3
自然災害事故				0	0	0	0	0	0
水難事故				1	0	1	0	2	0
交通事故				101	114	60	62	161	176
労働災害事故				24	24	9	9	33	33
運動競技事故				3	3	7	6	10	9
一般負傷				182	179	159	152	341	331
加害				4	3	2	3	6	6
自損行為				9	7	11	8	20	15
急病				994	934	671	623	1,665	1,557
その他	転院搬送			15	15	1	1	16	16
	医師搬送			0	0	0	0	0	0
	医薬資器材等輸送			0	0	0	0	0	0
	その他			10	0	5	0	15	0
合計				1,350	1,281	929	865	2,279	2,146

◆救助出場

区分 事故種別		出場件数	出場人員	活動件数	活動人員	救出人員
火災	建物					
	建物以外					
交通事故		8	94	7	75	7
水難事故		2	19	2	16	2
自然災害事故						
機械による事故		1	10	1	10	1
建物等による事故		5	46	4	24	4
ガス及び酸欠事故		1	10	1	10	2
爆発事故						
その他の事故		5	50	3	37	3
合計		22	229	18	172	19

第3章 基本構想の概要

第1節 消防庁舎の課題

1. 立地等に関する課題

現在の消防庁舎の立地に関する課題や考慮すべき点などについて整理し、改善の必要性について考察することとします。

(1) 立地を考慮した敷地の確保

現在、消防本部・西消防署の敷地においては、長期間にわたって借地を利用してきました。市公共施設等マネジメント計画においても、継続利用が必要な敷地は土地の取得を図り、そうでない場合には速やかに借地の解消を図ることとしています。また、跡地利用も含めた市有地の有効活用についても提唱されており、消防庁舎の敷地をどのように確保していくかについては、様々な選択肢が考えられます。

① 消防本部・西消防署

消防本部・西消防署の敷地の全てが借地となっており、地権者のご理解もあって賃借料の減額などの対応を図っています。しかし、庁舎の維持管理費に占める借地料の割合が少なくないことや、将来的にも継続して必要な経費となることなどを踏まえると、借地利用は公共施設の適正化の観点からも適切ではないと判断されます。そのため、選択肢としては現敷地の土地を取得するか別の場所に移転するかに限定されることとなります。

◆ 現敷地の土地を取得する場合の考慮すべき点

- ・道路への接続など敷地そのものに課題を抱えている
- ・現在の敷地面積に不足が生じている
- ・長期間の賃借を踏まえた売買金額の設定に理解を得られない可能性がある
- ・現敷地に建て替えると必要経費が多額になり工期も長くなる可能性が高い

◆ 別の場所に移転する場合の考慮すべき点

- ・現敷地は旧千代田町地域の中央に位置するため移転先には配慮が必要
- ・新たに用地を取得することは公共施設の適正化の観点からも適切ではない
- ・既存の市有地を有効活用することが求められている
- ・移転先を検討した候補地は民地のみで公共施設等跡地の利用想定がない
- ・大規模な造成工事が想定される場所では事業費が膨らむ可能性がある
- ・移転先の選定に時間を要すると事業スケジュールが長期化する恐れがある

② 東消防署

東消防署の敷地は市有地となっており、敷地外の排水用配管の埋設部分のみを少額で賃借している状況です。そのため、既存敷地の継続利用については、特段の理由がない限り有効な手段として考えられます。しかし、旧霞ヶ浦町地域の中心からやや

北側に位置していることや、近年の道路網の整備状況を踏まえた立地の検証において必ずしも好条件とまではいえない状況もあります。そのため、既存敷地を継続利用するか好条件の場所へ移転するかを、様々な角度から総合的に検証することも効果的ではないかと考えられる。

◆現敷地の土地を利用する場合の考慮すべき点

- ・敷地内への建替は可能だが費用や工期等を踏まえて検討する必要がある
- ・仮設や一部解体などを含むとコストアップと工期の長期化に懸念がある
- ・建物の位置を大幅に変えると外構工事費が増額となる可能性が高くなる
- ・旧霞ヶ浦町地域において操法訓練が可能な場所が他にない

※建替の場合には一定期間は操法訓練に利用できない

◆別の場所に移転する場合の考慮すべき点

- ・現状が市有地あることから新たに民地を取得することは適切ではない
- ・旧霞ヶ浦町地域の中心エリアに活用可能な市有地があるか確認を要する
- ・立地場所は道路網を踏まえて優位性を有する必要がある
- ・管轄内への出勤時間においてより公平性を確保する必要がある
- ・大規模な造成工事が想定される場所では事業費が膨らむ可能性がある

(2) 敷地の面積や形状などの課題

消防署の立地については、地域性や人口分布、災害の発生状況、できるだけ災害リスクの少ない場所など様々な要素を総合的に判断して決定することが肝要です。また、敷地の形状については、できるだけ起伏のない平坦な場所の方が高い優位性を有するといえます。さらに、必要な機能を確保できる最低限の敷地面積を確保することは必須ですが、優先する機能や効率的な施設集約の観点なども考慮は必要と考えられます。

①消防本部・西消防署

現在、消防本部・西消防署においては、車両の大型化や資機材の増加などによる敷地面積の不足や、敷地から道路への接続に関してかなり高低差があるなどの形状的な課題があります。これらの課題の解消においては、既存施設の継続利用か移転するかのどちらでも解決する方法はありますが、その手法によっては多くの工事費を伴うことも十分に考慮して検討する必要があります。

◆課題解決に向けた考慮すべき点

- ・敷地の形状を大規模に変更する場合には費用と期間を要することとなる
 - ・敷地の拡張には擁壁等の外構工事が多額になる可能性が高い
 - ・移転する場合には課題の解消できる一定の要件を満たす必要がある
 - ・可能な限り機能の集約を図れるために必要な敷地面積とする必要がある
- ※頻度や重要性を考慮して分散可能な機能は除くことも可とする
- ・移転する場合に必要な外構工事が少なければ少ないほど優位性が高い

②東消防署

現在、東消防署においては、車両の大型化や資機材の増加などによる施設面積の不足はあるが、敷地面積に余裕があることから建替えによって課題を解決することは

十分に見込めます。また、敷地は全面的に概ね平坦な形状で、道路との接続に関して若干の高低差であることから、敷地の形状に関しては大きな課題は抱えていません。そのため、既存施設の継続利用に関しては特段の問題はありませんが、移転する場合には同程度の条件を満たしていることが必要最低限の要件となります。

◆庁舎の建替えや移転において考慮すべき点

- ・既存を使用しつつ建替えると庁舎の位置を大きく変更する必要がある
- ・仮設を設置して既存を解体してから建築するとコストが上がり工期も長くなる
- ・建替えの場合には工事期間中は操法訓練には利用できない
- ・既存の敷地より立地等の条件の悪い場所への移転は適切ではない
- ・庁舎の移転後も継続して操法訓練等を実施することはできる

2. 施設に関する課題

現在の消防庁舎は、経年劣化によって施設としての課題が顕著にあらわれています。これについて、施設の劣化度調査結果からの考察や内部検討委員会における施設の問題点の整理によって、施設の現状を十分に把握することができました。そのため、施設に関する課題が浮き彫りとなるとともに、理想と現実との乖離が生じていることも認識することができました。

(1) 施設の老朽化

◆施設の老朽化に関する考え方

現在の庁舎は建築されてから既に40年以上が経過しており、一般的に60年とされているコンクリート建物の寿命を考えれば、近い将来には必ず建替えが必要な時期を迎えることとなります。

消防本部・西消防署は、旧耐震基準の建築物であることから耐震診断を経て必要な耐震補強工事のみを実施しています。そのため、基準以上のIs値（建物の強度・靱性、形状やバランス、経年劣化などといった耐震性能に大きく関わる要素を総合的に判断した結果）は確保できており、建物の躯体については概ね問題がない状況となっています。また、東消防署も、旧耐震基準の建築物であることから耐震診断を実施しましたが、Is値に関しては問題にありませんでした。しかし、鉄骨物見塔の一部と外壁の亀裂に関しては指摘を受けたことから改修を実施しています。

しかし、耐震性能のみで老朽化を判断することは困難なことであり、内装部分に付随する箇所（水回り、建具、電気設備など）や外壁、屋根などの状況によるところが判断すべき大きな要因となります。その点に着目すると、これらを網羅的に市で調査している施設の劣化度や健全度によって判断することが適切と考えられます。

また、施設機能に関して支障がないか、業務へ影響を及ぼしていないか、時代の変化に十分に対応できているかなど、職場環境に関する課題について必要性を検証して改善に取り組まなければなりません。建物の経過年数を踏まえても、状況が大きく変化していることは必然であり、既存施設の改修や改善によるところの限界に達していることは否めません。

(2) 施設の劣化度等

◆劣化状況調査からの考察

令和5年度に全庁的に実施した劣化状況調査の結果は、消防本部・西消防署が劣化度評価点338.00点(1000点満点中)、東消防署が442.00点(1000点満点中)となっています。また、健全度についても、消防本部・西消防署が劣化度評価点36.35点(100点満点中)、東消防署が40.00点(100点満点中)となっています。これらの結果を踏まえても、施設の劣化が深刻に進行していることは明らかとなりました。

さらに、構造、部位別の状況を詳細に調査した結果においても、改修が必要と判断できる程度まで劣化が進行しており、近い将来において例年の修繕予算内では対応できないほどの費用を要する改修が必要となると見込んでいます。

(3) 内部検証

◆内部検討委員会における検証

本組織においては、老朽化が進む消防署等の施設整備のあり方について検討するため、消防施設等整備内部検討委員会を設置し、平成30年から令和2年までに6回の検討委員会を開催しました。検討委員会では、消防施設の現状と課題を整理し、必要な施設や設備などについても検討してきました。

内部検討委員会では、空調設備、建具、天井の雨漏り、壁のひび割れ、配管や電気配線等の破損・故障・不具合が課題として報告されており、施設全体として大規模な改修を要する状況であることが再確認できました。

また、施設の改修だけではなく、消防車両の大型化や資機材等の増加、待機室や事務室スペースの不足などが大きな課題となっています。庁舎内のスペースが確保できないなどの施設そのものの規模についても課題となっており、女性職員用の施設整備も十分に確保できていない状況です。

3. 業務に関する課題

VUCA時代における目まぐるしく変化する社会情勢や住民ニーズの増加と多様化に対し、住民サービスの低下を抑止するために消防業務についても多くの課題を抱えています。また、働き方改革や男女共同参画、SDGsなどの観点から、業務の効率化や省力化も含めた持続可能な将来像を創造していかなければなりません。そのためにも、この時代に順応した柔軟な対応を確保し、住民サービスの受益者とサービスを提供する消防職員にとっての理想を追求していかなければなりません。

(1) 社会的背景に関する配慮

①災害活動拠点としての役割

消防組織は、火災・地震その他の災害に対し、常に能力を傾注して災害防御活動に当たり、市民の生命と財産を守ることが求められています。この活動を遂行するためには、必要人員を確保して車両等資機材の効率的運用と統制のとれた災害活動が必要不可欠です。そのため、災害等によってインフラ等が破壊される事態に直面しても、

災害活動拠点となれる十分な機能を有する消防庁舎を配置しなければなりません。

②市民啓発拠点としての役割

災害から身を守るためには、市民に対する防災知識の啓発が効果的です。そのため、体験型の消火や避難訓練ができる施設、視聴覚設備などを整備活用することで、市民の防災知識と技術の向上が図られ災害に対して強いまちと人を育てることが期待できます。

③情報発信拠点としての役割

災害時において、正しい情報を収集して活動部隊や付近の住民に適切に情報を提供することで被害の抑止が図られることは、過去の事例からも効果的であることは明らかです。そのため、様々な防災関連機関が連携を図りながら、正しい情報を収集して防災無線等を利用して迅速に住民へ提供していくことが重要です。

(2) 円滑な業務遂行を可能とする施設要件

①職場環境への配慮

消防職員の多くは、24時間勤務の交代制勤務となっていて、その勤務の性質上消防活動や救急活動によって感染症に汚染される危険やその他、身体を汚す機会が多いという特徴があります。現状、これらに対する衛生面や感染症対策への対応は十分とはいえない状況で、職員の厚生面を考えた改善をする必要があります。消防活動をスムーズに行うためには、汚染された服や身体を洗浄する施設や感染症対策を考えた仮眠室の整備等、衛生的で職員が動きやすい環境の整備が必要です。

②施設機能の充実

現在は、ICT関連機器の発展に伴い急速にデジタル化が図られています。本組織においても、これまでの紙を中心とした事務からPC端末の利用を中心とした事務へと大きく変化しています。業務のデジタル化は、多くの相乗効果を得られることが期待できるだけに、今後の施設整備においても充実を図ることが肝要です。

また、3年後には通信指令装置の更新時期を迎え、大規模な機器更新が見込まれています。現在の状況においては、十分にインフラ環境を整えられていないことから、機能の集約や多機能化、事務スペースの改善などが図られていません。機器の有効利用の観点からも、利用環境の改善を図ることは重要なことです。

③訓練活動拠点としての役割

消防職員において重要なことは、訓練によって資機材を操作する確かな知識と技術を身につけ、それを災害現場で十分に発揮することです。そのためには、消防車両や資機材を運用するための訓練場所と施設の確保が重要となります。また、消防団が利用できる訓練施設についても重要性が高いことから、訓練活動拠点として広い敷地と訓練施設の充実した整備も検討する必要があります。

4. 広域消防に関する課題

現在、当市も運営協議会に参加しているいばらき消防指令センターにおいて、広域的に住民からの通報の受信や各市町村の消防署への出動指令等を統括して運営しています。この指令システムの更新時期を迎えるにあたり、費用や実務的なスケジュールなどを考慮する必要があります。

また、隣接市町村との相互応援について、システム化することを前提としたゼロ隊運用を検討しています。このように、消防行政の広域化に向けた取り組みに関しても急速に進みつつあり、様々な分野において自治体 DX に関連するデジタル化が図られるようになっていきます。

(1) 通信指令システムの更新経費

①いばらき消防指令センターの役割

いばらき消防指令センターは、県内20消防本部33市町の災害通報の受信、出動指令その他の消防指令業務を平成28年から共同運用しています。これによって、広域的な無線ネットワークシステムの構築による通信の確保、高機能な消防指令システムと通信技術による業務の高度化などが図れました。

②更新経費の概算

現在は、部分的なシステム改修や一部の機器交換などを計画的に実施していますが、運用開始から約10年が経過すると関連機器の更新時期を迎えます。この更新では、本市の関連機器も新たな機器への交換も必要になることが予想されています。しかし、今後どのようにシステムや関連機器を更新していくかの詳細は把握できていない状態で、負担経費の概算約7千万円であることのみとなっています。

そのため、更新内容の詳細を確認したうえで、庁舎移転や既存敷地内への建替えなどの様々なパターンをシミュレーションして必要な経費を精査する必要があります。消防庁舎の整備に係る設計業務においては、ある程度の想定は必要と考えています。

(2) 通信指令システムの更新スケジュール

◆現在の予定

現在示されている更新スケジュールについては、令和8年から9年に全更新（該当部分のみ）が予定されています。詳細はこれから示されることと予想していますが、このタイミングとずれて消防庁舎の整備を実施することになれば、別途費用が発生する可能性は高いと予想しています。

(3) 広域消防の取組

◆ゼロ隊運用等の検討

近年、隣接市町村との相互応援をシステム化して実施する「ゼロ隊運用」を検討しており、本市においても近隣市と勉強会を実施しています。また、県内において救急業務にあたり病院とシステムを利用した連携の実証実験が実施されるなど、消防行政の広域化やデジタル化の取り組みが急速に進んでいます。

第2節 消防庁舎の適正配置

1. 都市構造の変化への対応

消防庁舎のあり方については、これまでも各論的な検討や議論を継続してきました。しかし、本市を取り巻く様々な状況の変化に伴い、その方向性を見極め計画的な整備の具体性を確立させる時期に直面しています。そこで、都市構造の変化に対し、消防行政がどのように対応していかなければならないかを考察します。

(1) 地域における都市構造の変化

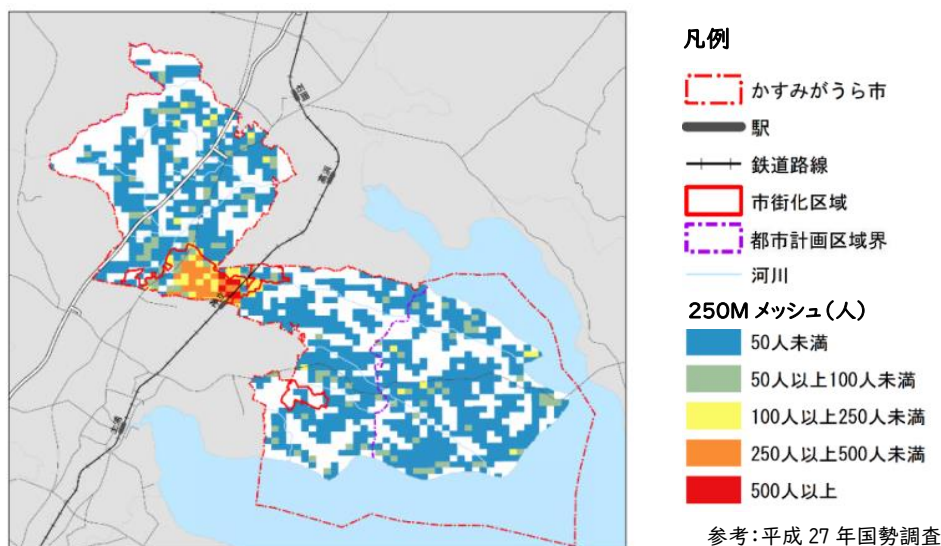
①市内の人口分布

本市の人口分布においては、市のほぼ中央に位置する神立駅周辺に人口が集中しており、市の約半数の人口が密集した市街化区域が形成されています。その他の地域においては、特段の偏りのない均一的な区域が形成されています。

市街化区域内における人口動態においては、増加している地域と減少している地域があります。比較的早期に宅地開発が進み新たに定住した世帯は、多くの世帯構成が核家族であった傾向であったとするならば、子の独立や親の高齢化などの理由から世帯員数が減少している可能性は高くなります。この地域内でこの現象が地域を変えながら繰り返されているとするならば、近い将来は高齢者のみが定住している状況も十分に考えられることとなります。

また、市街化区域の管轄は西消防署となっていますが、この区域は西消防署と東消防署の概ね中間に位置していることから相互に連携して対応しています。この現状を踏まえると、現在の消防庁舎の配置であれば十分に対応は可能と考えられます。

市内の人口の分布の状況



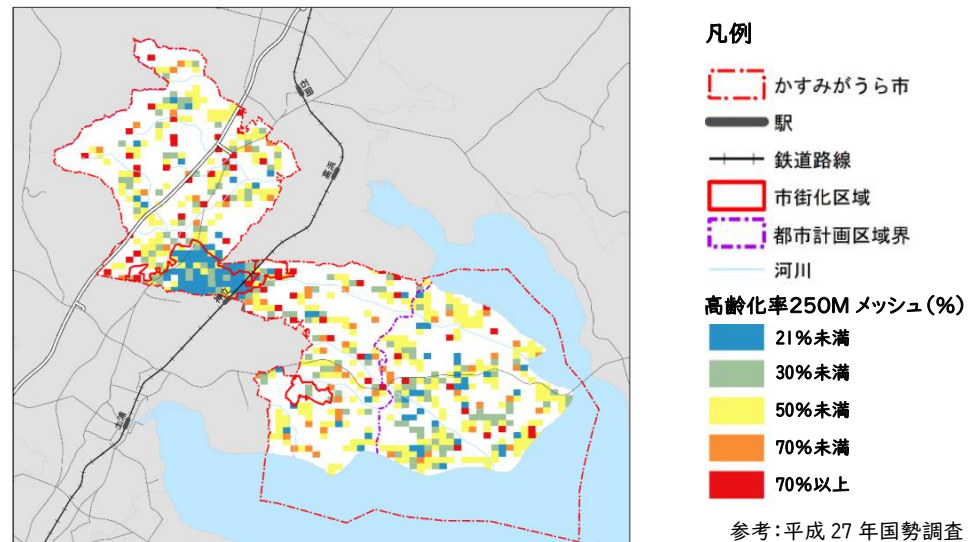
②高齢者の分布状況

人口が密集している市街化区域は高齢者数が多く、一方でその他の地域においては全体として高齢化率が高くなっています。市街化区域における高齢者数が多い現象は様々な要因が考えられますが、この区域の人口動態の状況を鑑みれば増加傾向であることは予想できます。また、その他の地域での高齢化率が高くなることにつ

いては、市全体の人口推移の傾向を踏まえれば同然の結果ともいえます。ここで懸念されることは、現在は市街化区域における高齢化率は低くなっていますが、急速に人口減少の傾向が強くなると顕著に高齢化率も高くなることは推測できます。そのため、将来的に高齢者数も高齢化率も高い地域が形成されてしまう可能性があります。

近い将来において、消防に対する住民のニーズや要請が増加することも容易に想定できることから、このような状況においても機能することが可能な消防組織が求められることとなります。

市内の高齢化率の分布の状況



(2) 道路インフラの動向

① 道路網の変化

本市の道路網については、南北に国道6号や常磐自動車道、東西に国道364号などの幹線道路があり、県道や市道がほぼ市全域を網羅的に張りめぐらされています。この状況は、市全域において特にアクセスの悪い地域はなく、災害時通行不能な道路があっても迂回することが可能な地域が多いことから、道路網としては比較的充実しているといえます。

今後の見込みとしては、市内のネットワークの骨格として県道牛渡馬場山土浦線や安食と穴倉を結ぶ県道石岡田伏土浦線の整備や、各地区間や集落間を有機的に結び広域幹線道路網に連絡する地域幹線道路網としての整備、JR常磐線を東西に横断する広域幹線道路の整備なども整備方針が示されています。さらに、住宅地において交通安全上、あるいは防災活動や救急活動上、緊急な整備が必要とされる路線について、危険箇所の解消や行き止まり道路の解消に努めるとされています。

近年では、神立駅前から国道6号までを結んだ停車場線の開通など新路線の整備が進められるなど、道路のアクセスはさらに向上することが期待されており、通常時だけではなく災害時においても消防活動に大きな支障があるような懸念材料は考えにくい状況です。



(3) 出動状況の傾向

①救急出動状況

近年の救急出動の状況としては、コロナ禍により一時は減少に転じましたが、それ以降は横ばいで推移している状況です。年齢別の搬送の状況においては、65歳以上の高齢者の割合が高く64.1%を占めています。

本市は、市街化地域では高齢者数が多くその他の地域では高齢化率が高い傾向がありますが、地域別の出動状況を見ると高齢者数の高い地域ほど出動実績が高い傾向にあることが考察できます。西消防署の出動実績においても約半数以上が市街化地域となっており、市全体としても約3分の1を占めている状況となっています。市街化地域は、単純に地域別の人口比率でいうと全体の約半数を占めていますが、高齢化率が低いことを勘案すると出動実績が約3分の1程度にとどまるのではないかと推測しています。

②消防庁舎の立地に求められるもの

このような現状を踏まえると、人口分布の状況というよりは高齢者の分布が救急要請件数に比例しているということとなります。本市の状況としては、高齢者の数が特に多い市街化地域はあるものの、全地域において均一的に高齢者が点在していることから、全地域において均等に出動ニーズが潜在していることとなります。そのため、偏りなく全地域を均等に網羅できる場所に、消防庁舎が存在することがとても重要です。将来的にもこの状況は継続していく可能性が高いと予測していることから、消防庁舎を整備していく場所の検討においては、大幅な変更には相応のリスクがあることを考慮する必要があります。

【救急出場件数の推移】

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
合計件数	1,768	2,279	2,278

※近年は増加傾向にあります

【年齢別・事故種別搬送人員数】

年齢層 事案	新生児 生後 28 日未満	乳幼児 28 日～7 歳未満	少年 7 歳～18 歳未満	成人 18 歳～65 歳未満	高齢者 65 歳以上	合計
火災事故	0	0	0	1	1	2
自然災害事故	0	0	0	0	0	0
水難事故	0	0	0	0	0	0
交通事故	0	2	13	120	47	182
労働災害事故	0	0	0	24	7	31
運動競技事故	0	0	5	6	0	11
一般負傷	0	17	13	45	232	307
加害	0	0	0	3	1	4
自損行為	0	0	2	9	4	15
急病	1	56	43	371	1,007	1,478
その他	0	2	1	3	15	21
合計	1	77	77	582	1,314	2,051

【地域（大字等）別搬送人員数の割合】

千代田地区						霞ヶ浦地区		
出勤先	件数	割合	出勤先	件数	割合	出勤先	件数	割合
栗田	6	0.26%	上稲吉	173	7.59%	安食	36	1.58%
飯田	7	0.31%	上佐谷	30	1.32%	岩坪	21	0.92%
石岡市	3	0.13%	上志筑	3	0.13%	牛渡	87	3.82%
市川	19	0.83%	上土田	89	3.91%	大和田	30	1.32%
稲吉 1	7	0.31%	五反田	2	0.09%	男神	14	0.61%
稲吉 2	124	5.44%	下稲吉	351	15.41%	柏崎	32	1.40%
稲吉 3	12	0.53%	下佐谷	17	0.75%	上大堤	2	0.09%
稲吉 4	4	0.18%	下志筑	16	0.70%	上軽部	1	0.04%
稲吉 5	29	1.27%	下土田	24	1.05%	加茂	44	1.93%
稲吉東 1	28	1.23%	高倉	10	0.44%	坂	56	2.46%
稲吉東 2	20	0.88%	土浦市	3	0.13%	穴倉	312	13.70%
稲吉東 3	32	1.40%	中佐谷	15	0.66%	志戸崎	1	0.04%
稲吉東 4	31	1.36%	中志筑	38	1.67%	下大堤	9	0.40%
稲吉東 5	21	0.92%	中佐谷	1	0.04%	下軽部	12	0.53%
稲吉東 6	10	0.44%	新治	55	2.41%	田伏	70	3.07%
稲吉南 1	27	1.19%	西野寺	15	0.66%	戸崎	17	0.75%
稲吉南 2	17	0.75%	東野寺	42	1.84%	中台 2	18	0.79%
稲吉南 3	42	1.84%	山本	3	0.13%	西成井	55	2.41%
大峰	2	0.09%	雪入	3	0.13%	深谷	100	4.39%
小美玉市	3	0.13%	横堀	9	0.40%	三ツ木	8	0.35%
笠間市	1	0.04%				南根本	9	0.40%
小計	445	19.53%	小計	899	39.46%	地区合計	934	41.00%
地区合計	件数	1,344	パーセント	59.00%				
全体合計	件数	2,278		パーセント	100.00%			

【地域別定住者数(令和6年1月1日現在)】

大字名	日本人			外国人			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
加茂	543	547	1,090	20	2	22	563	549	1,112
戸崎	259	276	535	17	1	18	276	277	553
中台	81	74	155	0	0	0	81	74	155
男神	82	82	164	0	0	0	82	82	164
下大堤	150	150	300	0	1	1	150	151	301
大和田	230	215	445	26	1	27	256	216	472
南根本	57	48	105	0	0	0	57	48	105
三ツ木	92	103	195	0	0	0	92	103	195
上大堤	26	37	63	1	0	1	27	37	64
深谷	647	658	1,305	18	3	21	665	661	1,326
牛渡	953	963	1,916	35	15	50	988	978	1,966
有河	27	29	56	0	0	0	27	29	56
坂	484	491	975	27	9	36	511	500	1,011
田伏	476	471	947	3	14	17	479	485	964
志戸崎	2	2	4	0	0	0	2	2	4
安食	352	355	707	0	1	1	352	356	708
柏崎	206	163	369	2	12	14	208	175	383
岩坪	214	216	430	2	2	4	216	218	434
下軽部	140	131	271	6	4	10	146	135	281
西成井	296	272	568	13	3	16	309	275	584
上軽部	31	35	66	0	0	0	31	35	66
穴倉	1,711	1,677	3,388	87	44	131	1,798	1,721	3,519
霞ヶ浦地区計	7,059	6,995	14,054	257	112	369	7,316	7,107	14,423
雪入	52	51	103	0	0	0	52	51	103
上佐谷	170	186	356	2	0	2	172	186	358
山本	28	26	54	0	0	0	28	26	54
下佐谷	181	201	382	0	1	1	181	202	383
中佐谷	152	147	299	1	2	3	153	149	302
上稲吉	880	817	1,697	30	34	64	910	851	1,761
下稲吉	4,201	4,074	8,275	309	253	562	4,510	4,327	8,837
上土田	165	155	320	4	0	4	169	155	324
飯田	18	28	46	8	1	9	26	29	55
下土田	166	186	352	5	0	5	171	186	357
新治	394	402	796	6	8	14	400	410	810
東野寺	167	167	334	0	1	1	167	168	335
西野寺	129	128	257	0	1	1	129	129	258

大字名	日本人			外国人			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
市川	178	185	363	1	2	3	179	187	366
下志筑	283	276	559	0	0	0	283	276	559
中志筑	376	377	753	5	0	5	381	377	758
上志筑	72	64	136	0	0	0	72	64	136
粟田	51	47	98	1	2	3	52	49	101
高倉	114	122	236	9	2	11	123	124	247
五反田	64	63	127	0	0	0	64	63	127
横堀	85	87	172	4	0	4	89	87	176
大峰	34	30	64	0	0	0	34	30	64
稲吉一丁目	102	76	178	14	4	18	116	80	196
稲吉二丁目	371	351	722	47	45	92	418	396	814
稲吉三丁目	387	376	763	25	33	58	412	409	821
稲吉四丁目	190	181	371	12	22	34	202	203	405
稲吉五丁目	386	398	784	40	26	66	426	424	850
稲吉東一丁目	280	317	597	14	25	39	294	342	636
稲吉東二丁目	249	255	504	18	14	32	267	269	536
稲吉東三丁目	370	333	703	30	16	46	400	349	749
稲吉東四丁目	421	352	773	67	73	140	488	425	913
稲吉東五丁目	308	310	618	56	35	91	364	345	709
稲吉東六丁目	268	239	507	11	29	40	279	268	547
稲吉南一丁目	353	334	687	17	12	29	370	346	716
稲吉南二丁目	450	216	666	14	13	27	464	229	693
稲吉南三丁目	442	403	845	19	26	45	461	429	890
千代田地区合計	12,537	11,960	24,497	769	680	1,449	13,306	12,640	25,946
合計	19,596	18,955	38,551	1,026	792	1,818	20,622	19,747	40,369

2. 現状の組織体制に基づく適正配置

現在の組織体制や人員配置の運営状況を踏まえて、消防署がどのように配置であれば運営が可能なのか、住民にとってどのように配置されることが理想なのかなど、様々な要因を踏まえて検証することとします。

(1) 組織の現況

① 人員確保の必要性

近年は、市内の人口は減少していますが災害件数は増加傾向で、特に救急件数はコロナ禍の影響により一時は減少に転じましたが、近年は増加の一途を辿っており消防需要は増え続けている状況です。このような中、市民への住民サービスの低

下を招くようなことがないよう、条例定数以下の人員数にもかかわらず配置の工夫などによって対応しています。

また、本市は緊急消防援助隊に登録しており、大規模災害の被災地で活動しています。近年では、災害発生 の頻度や規模は増加しており、緊急消防援助隊の出動要請も増加傾向にあります。出動した際には、数日間にわたり車両や人員が被災地で活動することとなり、一時的に配置人員が不足することが懸念されます。

②定員管理の考え方

現在の定員管理計画においては、当面は人員数の現状維持を目標としています。しかし、現状の消防組織において計画に基づいて人員を配置することは、多くの課題を抱えており懸念材料となっています。

条例定員は消防職員101人となっていますが、現状は85人となっています。現在は、一般行政職の出向や再任用職員の配置によって88人体制で業務にあたっています。定員に対する充足率やその考え方は各市町村で様々ではありますが、本市においては十分に確保できている状況とはいえません。様々な状況の変化を考慮して、定員までの充足が困難であったとしても一定程度の増員を図っていくことについて検討の余地は十分にあります。

また、女性消防吏員のさらなる活躍に向けた取り組みの推進が求められる中、令和8年度までに全職員に占める女性職員の割合を5%以上とすることを目標とするよう要請させています。現在の女性職員数は0人で、新たに採用実績はなく目標は達成できていません。将来的には、5人以上の女性職員を採用すると仮定するならば、これを想定した施設整備も考慮する必要があります。

さらに、定年延長によって役職定年を迎えた60歳以上の職員が増加することを踏まえますと、定員管理上においては新規採用を少なく調整せざるを得ません。この結果、職員全体の年齢構成のバランスが悪くなるだけではなく、直接的に災害活動に従事する人員を十分に確保することが困難になる可能性も考えられます。このような状況も想定しつつ、組織全体として業務に支障のないように調整を図る必要があります。

③人材育成の考え方

人材育成においては、消防学校や消防大学校への入校や各種研修など外部機関で研修させるためには代替の職員が必要不可欠です。業務において資格を有することは重要であり、世代交代も含めて計画的な人材育成が必要となっています。そのため、年次的に計画された研修を確実に履修させることを優先し、人員配置においても対応可能な人数を確保していかなければなりません。また、今後の人材育成においては、特に消防組織にとってはOJT（オンジョブトレーニング）が効果的と考えられます。そのため、人事育成の観点からも一定数の人材育成のための要員を災害活動に従事する職員とは別に確保していくことも重要です。

(2) 消防力の現状と課題

①消防庁舎の配置

消防庁舎の配置については、「消防力の整備指針」の趣旨に鑑みて消防力と地域の特性を考慮しています。市街化地域においては、市の総人口の約半数が密集しているだけに消防庁舎があるべきではないかという考え方も否定するものではありません。しかし、本市の人員状況を前提にシミュレーションした場合においては、2署の消防署を旧町の地域ごとに配置することが最もバランスを維持できると考えています。例えば、市街化区域に本署を配置して旧町の地域ごとに分署をそれぞれ配置する方法も考えられますが、実現するためには人員があまりにも不足しています。このように、現状から大きく消防庁舎の配置方法を変更することは、それ相応のリスク回避と致命的な欠陥の解消が必要不可欠となります。そのため、様々な要因を総合的に考慮し、現状として提供が可能な最大限の市民サービスを提供していくことを優先することが必要と考えられます。

②消防車両の運用

消防車両の配置状況については、「消防力の整備指針」の趣旨に鑑みて消防力と地域の特性（市街地面積、人口、火災発生状況、火災防ぎょ体制等）を勘案した台数を配備しています。はしご車については、導入経費や維持管理費などが高額なことから配備を見送っている状況です。また、指揮車については、本市では人員に余裕がなく指揮隊の運用が困難な状況であることから、車両の配備まで至っていないのが現状です。これも、近隣市町村との応援協定があることによるところも大きく、どの消防組織においても同様な課題を有していることは否めないところです。

また、車両運用においては、その運用に必要な人員に一定のルールが設けられていることから、必要人員と密接な関係を有しています。車両はあるが人員不足で運用ができない、人員はいるが車両がないなど、様々な状況に際してもどのようにバランスを確保しながら運用するかがとても重要となっています。

本市の消防車両の配備状況

施設・車両	整備指針の基準	当本部の算定数		実際の整備数
			地域特性	
ポンプ車	4	0	4	4
はしご車	1	0	0	0
化学車	1	1	0	1
救急自動車	3	3	0	3
救助工作車	2	1	-1	1
指揮車	2	0	-1	0
非常用救急車	0	0	1	1

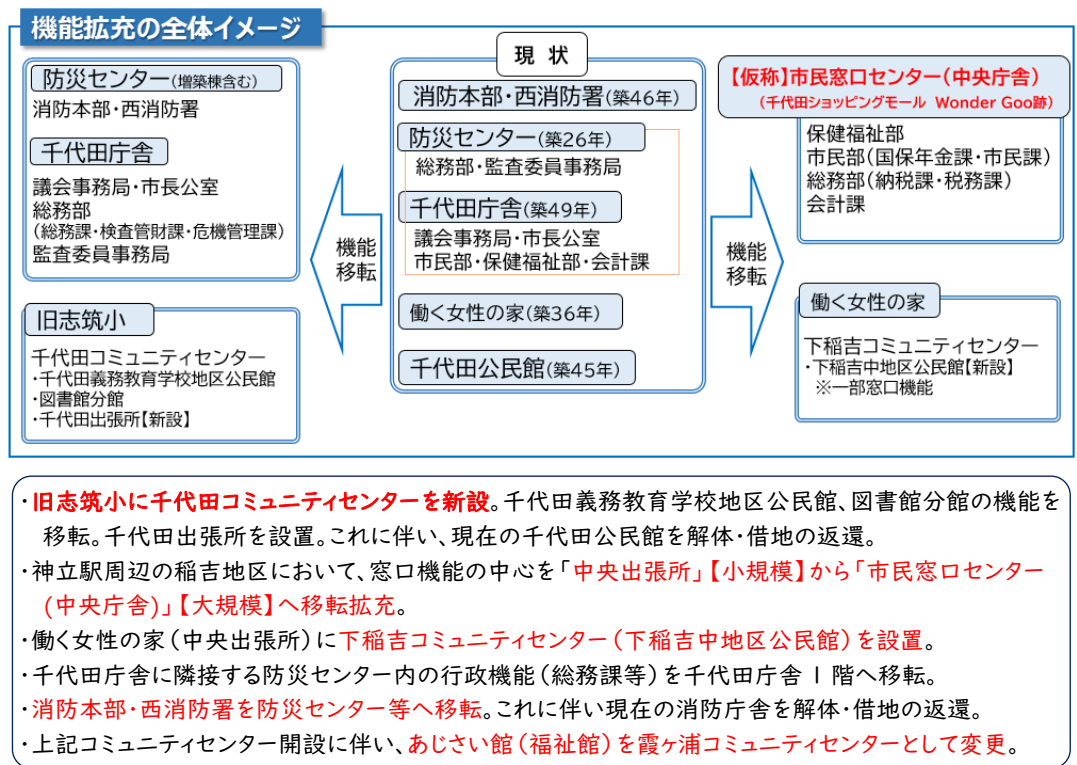
3. 行政機能拡充プランとの整合性

行政機能拡充プランにおいては、各施設の老朽化対策として行政機能の分散・移転によるサービスの拡充を行うこととし、消防本部と西消防署の移転について明確に示されています。そこで、本プランの実現性について様々な角度から検証して具体案を検討することとします。また、東消防署についても、建築年が2年程度の違いであることなどを鑑みて、西消防署と同様に検討することとします。

(1) 行政機能拡充プランの実現性

①行政機能拡充プランのポイント

このプランは、市民に便利で快適なサービスを効率的・効果的に提供することや、各公共施設の老朽化対策として行政機能の移転を行うことを目的に策定されています。その中で、現在の千代田庁舎の機能を市街化区域へ移転し、千代田庁舎の防災センターなどを有効活用するために消防本部と西消防署の機能を移転させることが盛り込まれています。



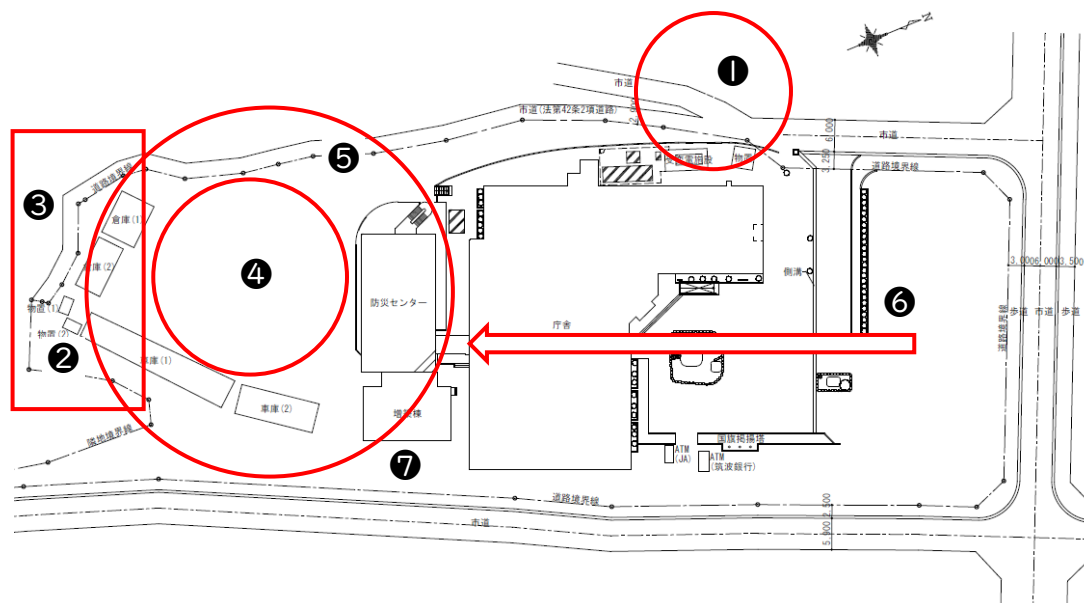
②行政機能拡充プランのポイント

公共施設マネジメント実行計画第Ⅰ期計画における消防本部の位置づけは、土地の保有状況や建物の老朽化等を踏まえ第Ⅱ期に向けて、西消防署とともに適正な位置への移転を検討、調整するとしています。

ポイントとしては、消防庁舎用地の新たに購入はしないことや、新設ではなく公共施設の機能移転によって現存する施設を最大限活用する工夫が必要とされています。これを踏まえ、当面の措置として消防本部・西消防署を千代田庁舎防災センターへ移転先し、施設を改修して令和8～9年度中の供用開始を目指すこととしました。

③行政機能拡充プランの検証

移転先の千代田庁舎防災センターを改修して消防本部・西消防署として利用できるようにするにあたって、どのような課題があるかなど様々な角度から検証を行い行政機能拡充プランの実現性について検討します。



【現状における課題点】

- ① 庁舎奥への出入口が狭隘で大型車両の通行や市道への接続に支障がある
- ② 庁舎南側のがけ（傾斜地）を考慮すると建築物の配置場所が限定される
- ③ 庁舎南側への用地の拡張は土地の形状や費用を勘案しても現実的ではない
- ④ 庁舎南側駐車場は大型車両を考慮した舗装打替えと不陸整正が必要である
- ⑤ 現在の敷地より狭くなり必要な施設を十分に配置できない可能性もある
- ⑥ 駐車場から消防庁舎への移動動線が分かり難く（特に夜間）距離も長い
- ⑦ 事務室が2階となるので1階の車庫までの動線に相当の工夫を要する



【課題の解決方法と懸念する点】

- ① 進入道路の拡張と擁壁の整備で対処できるが外構工事の費用が高くなる
- ②⑤ 敷地不足には車庫や倉庫等の2階建てで対応できるが建築費は高くなる
- ③ 用地の拡張はせずに車庫や倉庫等を解体して利用面積を確保する
- ④ 舗装打替えと不陸整正で対処できるが外構工事の費用が高くなる
- ⑥ 駐車場から消防庁舎入口（南側）への専用通路の新設は必要性が高い
- ⑦ 車庫までの通路や階段の新設など大規模な改修によって機能の確保は可能

(2) プランの見直しの必要性

①行政機能拡充プランの実現性

このプランの実現性において検証した結果、十分に可能であることは検証ができましたが、一部で懸念が残る事項があることや事業全体の費用が高額となることが予測されます。このプランの目的として重要なのは、将来的な費用負担を軽減することや既存施設や敷地を有効活用することとなっています。この点を十分に考慮して事業プランを検討した場合において、プランの一部修正も必要なのではないかと考えています。

②行政機能拡充プランの変更

行政機能拡充プランの事業費について、現状の課題を解決することに考慮しつつ必要な機能などを確保したと仮定して概算を積算しました。その結果においては、やはり懸念していたとおり外構工事費が4億円を超えることが判明しました。また、防災センター増築棟の改修についても4億円を超えてしまい、新築した場合と金額的に大きく変わらないことも明らかになりました。

そこで、現在の千代田庁舎の敷地内とすることは変更しませんが、防災センター南側駐車場を利用した移転プランではなく、千代田庁舎北側の駐車場を利用する移転プランへ変更することとします。これによって、外構工事費を3億円以上削減するとともに、敷地内に効率的に建物を配置することも可能となります。

この場合、消防本部はプラン通りに防災センター1階とすることとして必要最低限の改修をすることとし、西消防署は庁舎施設と車庫を一体にした建物を千代田庁舎北側の駐車場へ新設します。消防本部と西消防署が離れてしまいましたが、本部と署を兼務する職員の出勤など一定の工夫は必要と考えていますが、特段に大きな影響はないものと考えています。また、敷地内に効率的に建物を配置できれば大幅に建築費を軽減することが可能となるだけでなく、既存の消防庁舎におけるほとんどの課題を解消することも可能です。

(3) 東消防署の考え方について

①東消防署の建て替えの時期

東消防署は、西消防署より建築年が2年新しいが劣化度や健全度の値は低く施設の老朽化は西消防署と同程度は進行している状況です。そのため、東消防署についても移転も含めて建て替えを検討する施設となっており、可能であれば西消防署を大きく時期をずらすことなく最適化を図る必要があると考えています。

また、通信指令装置の全更新が令和8年から9年に予定されていることを踏まえると、移転も含めて建て替えを実施する時期の調整が図れない場合には別途に経費負担が発生することが予測できます。費用負担をできるだけ少なくするためには、時期についての調整は重要と考えられます。

②東消防署の移転の検討

東消防署は、敷地が市有地であることから建て替えを優先して検討してきた経過があります。しかし、現敷地での建て替えの場合は、建物の位置を大幅に変えるか仮

設及び部分解体で対応するかのいずれにせよ外構工事も含めて事業費が増加し工期が長期化することや、旧霞ヶ浦町地域において操法訓練が可能な場所が事業完了までの期間は確保できないことなど、さまざまな憂慮すべき点があることが明らかとなりました。そのため、既存敷地に建て替えることが著しく優位性をもっているというわけではなく、事業費の総額を考えた場合でも移転して新築した方が少額の可能性があります。

ただし、移転する場合には、旧霞ヶ浦町地域の中心エリアに活用可能な市有地があることや、大規模な造成を伴わないと土地であること（既存の跡地を有効活用できること）、道路網で立地的な優位性があること、管轄内への出勤時間においてより公平性を確保できることなどの条件を満たす必要があります。

結論としては、これらの条件を満たし総合的に判断したとしても住民の同意が得られれば、適正地へ移転して新築することが最良の手段として考えられます。

③東消防署の移転候補地

東消防署の移転候補先として最も条件的に厳しいのは、旧霞ヶ浦町地域の中心エリアに活用可能な市有地があり有効に跡地利用が可能であることです。現在の市施設の転用利用や統合、解体の状況においては、廃校施設は概ね転用利用などの調整中や転用利用を開始しており候補としては除外する必要があります。体育施設については、統廃合も含めて方向性を模索していることもあり拙速に候補とすることは適切ではありません。

このような中、旧霞ヶ浦地区の保健センターについては、有効活用の検討を経て令和6年度には解体を予定しています。この土地については、敷地の約半分が市有地となっており消防庁舎の建築に必要な面積を確保することができます。また、平らな土地に全面をアスファルト舗装されており、必要最低限の外構工事で利用可能なことから跡地の有効活用の観点からも適性が高いと判断できます。また、立地も旧霞ヶ浦地区のほぼ中央に位置し、国道346号へのアクセスもよく管轄内の全ての地域への出場において公平性を確保することが可能です。

そのため、旧霞ヶ浦地域の住民の同意が得られれば、この土地を候補地とすることが最も効果的で経済的な事業の実施を可能にすると考察しています。



第3節 消防庁舎の適正規模と機能要件

1. 消防庁舎の適正規模

(1) 適正規模の基準

① 各諸室の構成や規模の基準

消防庁舎における各諸室の構成と規模については、現状や将来の予定などを踏まえて検討することとします。なお、適正規模の算出に関しては、「全国消防長会」が策定した庁舎整備基準面積の庁舎面積算定例を参考に設定します。また、総務省「起債許可標準面積算定基準」や国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」などの基準も参考とし、近年建設された他市消防本部庁舎事例の状況なども加味して、新庁舎の適正規模を想定することとします。

なお、各諸室の構成や規模は、実施設計においてより詳細を検討することとしますが、施設整備において敷地（跡地）や既存施設の有効利用などの一定の条件や、事業費に限りがあることも十分に考慮し、十分な機能を必要最小限の費用で確保することを目指していきます。

② 適正規模の算出結果

現在想定されている条件を踏まえ、新たな消防庁舎を新設する場合の適正規模を次のようにシミュレーションしました。また、この結果においては、労働安全衛生法においても要件を満たすことが可能であることも確認できました。

◆消防本部

エリア	諸室等	算出根拠等	必要面積 (㎡)
共用部	階段・廊下・共用部EV等	〔全国消防長会〕 全体の15%程度 158㎡×15%	24
車庫	車庫	既存を利用し新設しない	0
執務スペース	事務室（受付・通信を含む）	〔全国消防長会〕 消防長25㎡/課長10㎡×3人/その他4㎡×20人 受付・通信室10㎡ 【考え方】事務室、受付等を一式として算出。 消防庁舎基準面積表「事務室」+「受付・通信室」	145
生活スペース	更衣室（男・女）	〔全国消防長会〕 0.5㎡×25人 【考え方】消防庁舎基準面積表のロッカー室（基準0.5㎡/人）で算出。	13
	浴室・シャワー室・脱衣・洗面場・洗濯場（男・女）	本部用は別途設けない	0
	食堂・厨房・休憩室	既存を利用し新設しない	0
	トイレ（男・女・多目的）	既存を利用し新設しない	0
その他	小会議室等	既存を利用し新設しない	0
	研修室	既存を利用し新設しない	0
	倉庫	既存を利用し新設しない	0
	非常用発電設備	千代田庁舎用を併用する	0
合計			182

※防災センターや千代田庁舎を再利用することで必要な面積は十分に確保が可能

◆西消防署

エリア	諸室等	算出根拠等	必要面積 (㎡)
共用部	階段・廊下・共用部EV等	〔全国消防長会〕 全体の15%程度 322㎡×15%	50
車庫スペース	車庫	〔全国消防長会〕 指揮車1台 23㎡ 救急車1台 26㎡ タンク車1台 34㎡ ポンプ車1台 34㎡ 大型車両(救工)1台 38㎡ 搬送車 1台 34㎡ 【考え方】消防庁舎基準面積表「車庫」で算出。	275
	車庫通路共用部	〔全国消防長会〕 基準面積36㎡	36
	出動準備室	〔全国消防長会〕 1人0.83㎡(0.5㎡+0.33㎡)×50人分 【考え方】更衣室(消防庁舎基準面積表「ロッカー室」+「防火衣収蔵庫」)で算出。 個人別の現場外套や救急感染防護衣等を常時収納するため全員分で算出	41
	救急消毒室	〔全国消防長会〕 【考え方】消防庁舎基準面積表「救急消毒室」で算出。(倉庫も併設することを想定)	12
	救急資機材庫	現状を踏まえて10㎡程度とする	10
	乾燥室	設備の規模を踏まえて6㎡程度とする	6
	倉庫	〔全国消防長会〕 消防庁舎基準面積表「タイヤ庫」10㎡+「物品庫」30㎡から算出 【考え方】基準があるものについては採用するが必要面積が不足する場合には別棟の新設で対応	40
執務スペース	事務室(指令室を含む)	〔全国消防長会〕 執務部分 50人×1/2×4.0㎡ 受付、指令機器等 10㎡ 【考え方】事務室、受付等を一式として算出。消防庁舎基準面積表(「事務室」+「受付・通信室」) なお、執務部分は、交代制のため全職員の1/2が詰める運用として考える	110
生活スペース	仮眠室・更衣室(男・女)	〔全国消防長会〕 消防隊1隊分3室54㎡ 1人(4.0㎡+0.5㎡)×4人 救急隊1隊分2室36㎡ 1人(4.0㎡+0.5㎡)×4人 女性隊員 1人(4.0㎡+0.5㎡)×2人 計1室 【考え方】兼用で利用する前提で消防庁舎基準面積表の仮眠室(基準4.0㎡/人)とロッカー室(基準0.5㎡/人)で算出。現状の使用分を基本とするが女性職員新規採用を見込み整備する。	99
	浴室・シャワー室・脱衣・洗面場・洗濯場(男)	一般家庭用の3倍程度の面積を想定 シャワー3台、洗面3台、洗濯機2台程度は配置が可能な面積として考える	20
	浴室・シャワー室・脱衣・洗面場・洗濯場(女)	一般家庭用程度の面積を想定	7
	食堂・厨房・休憩室	〔全国消防長会〕 1.5㎡×当務員数25人+12㎡(厨房) 【考え方】消防庁舎基準面積表「待機室」で算出。男女兼用を想定する。	50

エリア	諸室等	算出根拠等	必要面積 (㎡)
	トイレ(男)	〔全国消防長会〕 1室9㎡程度×2室(大1、小2) 各階に1か所(1階は市民共用) 【考え方】消防庁舎基準面積表「便所」で算出。	18
	トイレ(女)	〔全国消防長会〕 1室9㎡程度×1室(大2) 1階に1か所(市民共用) 【考え方】消防庁舎基準面積表「便所」で算出。	9
	トイレ(多目的)	〔全国消防長会〕 1室9㎡程度×1室(大1) 1階に1か所(市民共用) 【考え方】消防庁舎基準面積表「便所」で算出。 来庁者への配慮から多機能トイレを整備する	9
その他	市民相談室 小会議室	来客用のローカウンターを設置することや事務室内へ打合せスペースを設けるなどして対応するため、別途に部屋は設けないこととする。必要があれば、千代田庁舎の空きスペースを利用する。	0
	研修室	千代田庁舎の空きスペースを有効利用することとし別途に新設しない	0
	訓練室	千代田庁舎の空きスペースを有効利用することとし別途に新設しない	
	油庫	危険物倉庫は別棟で新設	0
	ホース乾燥設備 (リフター付き)	付属設備として建物外壁に併設	0
	水槽	付属設備として建物外壁に併設	0
	訓練施設	付属設備として建物外壁に併設	0
	非常用発電設備	千代田庁舎用を併用する	0
合計			792

◆東消防署

エリア	諸室等	算出根拠等	必要面積 (㎡)
共用部	階段・廊下・共用部EV等	〔全国消防長会〕 全体の15%程度 225㎡×15%	34
車庫スペース	車庫	〔全国消防長会〕 指揮車1台 23㎡ 救急車1台 26㎡ タンク車1台 34㎡ ポンプ車1台 34㎡ 【考え方】消防庁舎基準面積表「車庫」で算出。	117
	車庫通路共用部	〔全国消防長会〕 基準面積36㎡	36
	出動準備室	〔全国消防長会〕 1人0.83㎡(0.5㎡+0.33㎡)×22人分 【考え方】更衣室(消防庁舎基準面積表「ロッカー室」)＋「防火衣収蔵庫」で算出。 個人別の現場外套や救急感染防護衣等を常時収納するため全員分で算出	18
	救急消毒室	〔全国消防長会〕 消防庁舎基準面積表「救急消毒室」で算出。	12
	救急資機材庫	現状を踏まえて10㎡程度とする	10

エリア	諸室等	算出根拠等	必要面積 (㎡)
車庫スペース	乾燥室	設備の規模を踏まえて6㎡程度とする	6
	倉庫	〔全国消防長会〕 消防庁舎基準面積表「タイヤ庫」10㎡+「物品庫」30㎡から算出 【考え方】基準があるものについては採用するが必要面積が不足する場合には別棟の新設で対応	40
執務スペース	事務室(指令室を含む)	〔全国消防長会〕 執務部分 22人×1/2×4㎡ 受付、指令機器等 10㎡ 【考え方】事務室、受付等を一式として算出。消防庁舎基準面積表(「事務室」+「受付・通信室」) なお、執務部分は、交代制のため全職員の1/2が詰める運用として考える。	54
	多目的室(会議室等)	〔全国消防長会〕 会議室とする場合に利用人数から算出 10㎡+(0.5㎡×30人) 訓練室と兼ねる運用のため機具置場基準20㎡を加算して算出することとする 【考え方】消防庁舎基準面積表の「会議室」「訓練室」として積算	45
生活スペース	仮眠室・更衣室(男・女)	〔全国消防長会〕 消防隊1隊分2室27㎡ 1人(4.0㎡+0.5㎡)×3人 救急隊1隊分1室13.5㎡ 1人(4.0㎡+0.5㎡)×3人 女性隊員 1人(4.0㎡+0.5㎡)×2人 計1室 【考え方】兼用で利用する前提で消防庁舎基準面積表の仮眠室(基準4.0㎡/人)とロッカー室(基準0.5㎡/人)で算出。現状の使用分を基本とするが女性職員新規採用を見込み整備する。	50
	浴室・シャワー室・脱衣・洗面場・洗濯場(男)	一般家庭用の2倍程度の面積を想定 シャワー2台、洗面2台、洗濯機1台程度は配置が可能な面積として考える	15
	浴室・シャワー室・脱衣・洗面場・洗濯場(女)	一般家庭用程度の面積を想定	7
	食堂・厨房・休憩室	〔全国消防長会〕 1.5㎡×当務員数10人+12㎡(厨房) 【考え方】消防庁舎基準面積表「待機室」で算出。男女兼用を想定する。	27
	トイレ(男)	〔全国消防長会〕 1室9㎡程度×1室(大1、小2) 1階に1か所(市民共用) 【考え方】消防庁舎基準面積表「便所」で算出。	9
	トイレ(女)	〔全国消防長会〕 1室9㎡程度×1室(大2) 1階に1か所(市民共用) 【考え方】消防庁舎基準面積表「便所」で算出。	9
	トイレ(多目的)	〔全国消防長会〕 1室9㎡程度×1室(大1) 1階に1か所(市民共用) 【考え方】消防庁舎基準面積表「便所」で算出。 来庁者への配慮から多機能トイレを整備する	9
その他	市民相談室 小会議室	来客用のローカウンターを設置することや事務室内へ打合せスペースを設けるなどして対応するため、別途に部屋は設けないこととする。必要があれば、多目的室を利用する。	0

エリア	諸室等	算出根拠等	必要面積 (㎡)
その他	研修室	多目的室を有効活用することとし別途設けない。	0
	訓練室	多目的室を有効活用することとし別途設けない。	0
	油庫	危険物倉庫は別棟で新設	0
	ホース乾燥設備 (リフター付き)	付属設備として建物外壁に併設	0
	水槽	付属設備として建物外壁に併設	0
	訓練施設	整備しない	0
	非常用発電設備	付属設備として新設	0
合計			498

2. 消防庁舎に必要な機能

(1) 消防庁舎の機能要件の検討

消防庁舎に必要な機能については、これまでも各論的な検討や議論を継続してきました。しかし、本市を取り巻く様々な状況の変化に伴い、その方向性を見極め計画的な整備の具体性を確立させる時期に直面しています。

①内部検討の結果を踏まえた対応

内部検討委員会において消防庁舎に必要な機能を検討した経過を踏まえ、その機能をどのようにするかについて整理します。ただし、消防本部は防災センターへ移転した場合、西消防署と東消防署は新築した場合を想定してシミュレーションします。

■消防本部エリア

種別	施設・設備	施設及び設備の用途	機能を確保するための方法例
執務環境	消防長室	応接室、打合せスペースなど	個室を配置できない場合には応接スペース等で対応する
	事務室	本部3課事務室 25人程度	防災センター1階を事務室として利用する
	受付スペース	来客者の対応スペース	既存のローカウンターまたは会議室を利用する
	書棚	各課の書類保管や備品の管理場所	既存施設を利用しつつ事務室内に保管場所を設置する
	書庫	文書の保管	防災センターの既存書庫を利用する
生活環境	下駄箱付ロッカー室	下駄箱とロッカーをひとつのスペースに作る	防災センター増築棟を利用してロッカールームを設置する
	男女別トイレ	男女別女性専用トイレの整備	防災センターや千代田庁舎の既存施設を利用する
	本部仮眠室	個室化した仮眠室	本部職員は千代田庁舎の休憩室を利用し女性職員は各署
	給湯室	給湯室	既存施設を利用する
	待機室（緊急消防援助隊待機場所）	待機室（緊急消防援助隊の受援体制確保）	防災センターや千代田庁舎の空きスペースを利用する

種別	施設・設備	施設及び設備の用途	機能を確保するための方法例
会議室	大会議室（防災研修室・講堂）	各種講習会の開催	千代田庁舎や防災センターの会議室を有効活用する
	小会議室	少人数での打ち合わせが可能な部屋	千代田庁舎や防災センターの会議室を有効活用する
	災害対策室	機能性が高く消防力向上	有事の際には防災センター２階を活用する
	市民相談室	市民相談室	防災センターや千代田庁舎の会議室を利用する
	消防団室	消防団室	防災センターや千代田庁舎の会議室を利用する
車両倉庫	本部車両車庫	本部車両専用車庫 消防総務課２台、警防課１台（搬送車は西消防署）、予防課１台	防災センター裏の既存公用車車庫を利用する
倉庫	倉庫（消防団用含）・資機材置場	課ごとに資機材や物品等を保管する倉庫	防災センター等の既存倉庫を利用する
その他施設	来客駐車場	来庁者用の駐車場を一定数確保	一定数の来客者が駐車できるスペースを設置する
	発電設備（太陽光）	環境にやさしく経済性にすぐれた設備	千代田庁舎の既存発電設備を兼用で利用する
	ヘリポート	防災ヘリ・Drヘリのランデブーポイント	余剰の敷地が確保できた場合にのみ検討する
	自炊場兼市民訓練設備	市民の安全安心を守る防災拠点施設	余剰の敷地が確保できた場合にのみ検討する

■西消防署エリア

種別	施設・設備	施設及び設備の用途	機能を確保するための方法例
執務環境	事務室	西消防署事務室 ２０人程度	１階を事務室とし２階へその他の機能を集約
	事務受付スペース	来客者の対応スペース	夜間受付専用窓口や受付ローカウンターを設置する
	通信室	通信室の個室化	事務室内の一角に夜間受付と兼ねて設置する
	シミュレーション室	現場活動の机上訓練用	事務室内に実施スペースを検討する
	書棚	各課の書類保管や備品の管理場所	既存施設を利用しつつ事務室内に保管場所を設置する
	書庫	保存文書の保管	引継文書は防災センターへ収納
生活環境	仮眠室（各隊・個人）	仮眠室を出場隊ごとに配備し個室化	定員４名の仮眠室５と女性専用仮眠室１（個人ロッカー兼）
	下駄箱付ロッカー室	下駄箱とロッカーをひとつのスペースに作る	仮眠室で併用する
	男女別トイレ	男女別トイレの整備	来客者用もかねて男女別、多目的トイレを整備する
	入浴施設（男女別）	入浴施設（シャワールーム）	男女別にボックスタイプシャワーを複数設置する

種別	施設・設備	施設及び設備の用途	機能を確保するための方法例
生活環境	乾燥室	洗濯物・洗浄物を乾燥させる部屋	洗面所スペースに洗濯機や乾燥機を設置する
	厨房スペース	職員の調理室	一般家庭の台所程度の機能を有する設備を整備する
	待機室	休憩室	厨房と兼ねて休憩室を整備する
	トレーニングルーム	トレーニング施設	防災センターや千代田庁舎の空きスペースを利用する
	分煙室	室内における分煙室	24時間勤務に考慮して室外に喫煙スペースは設ける
	ゴミ集積所	ゴミの集積場所	千代田庁舎の既存施設を利用
	監視カメラ	防犯用の屋外カメラ	必要な場所に24時間監視できる設備を整備する
	電子掲示板	災害情報等を市民に周知する電子掲示板	設置費用や維持管理費を踏まえて費用対効果を検証する
車両倉庫	車両倉庫（電動シャッター付）	救急車3台、消防車等5台、指揮者1台	前後出入口は配置で調整し電動シャッターは要検討
	出動準備室	災害出動時着替えができる部屋	車両への動線を踏まえて個人用ロッカーと兼ねて整備する
	防火衣ロッカー室（乾燥室）	防火衣を管理乾燥できる部屋	出動準備室に併設して乾燥用設備を整備する
	救急準備室	救急資機材が準備できる準備室	清潔作業（汚染物等の洗浄、廃棄、滅菌）する専用室を設置
会議室	市民相談室	市民相談室	事務室の一角に打合せスペースを設ける
	小会議室	少人数での打ち合わせが可能な部屋	千代田庁舎内の会議室を有効に利用する
	防災研修室（講堂）	各講習会等の開催	千代田庁舎内の会議室を有効に利用する
倉庫	物品室	物品管理する場所	救急用備品は専用室、その他は庁舎内の倉庫を整備する
	収納スペース	各収納スペースの確保	出動準備室内に設置する
	屋内倉庫（車庫内）	資機材倉庫	車庫内に資機材倉庫を整備する
	救助倉庫	救助資機材を収納する倉庫	関連資機材とあわせて専用の収納スペースを確保する
	水難救助資材庫	水難救助資機材専用倉庫	関連資機材とあわせて専用の収納スペースを確保する
	ゴムボート置場	架台に乗せた状態で保管できる場所	専用の収納スペースを確保する

種別	施設・設備	施設及び設備の用途	機能を確保するための方法例
倉庫	危険物倉庫	燃料等を蓄えられる倉庫	備蓄用の倉庫は整備することとする
	空気充填所	空気ポンベの充填施設	車庫内の一角に専用設備の区画を整備する
	緊急消防援助隊倉庫	派遣時に使用する資機材の倉庫	必要な倉庫については既存施設以上を確保できるようにする
関連設備	ホース乾燥設備（リフター付き）	ホース 20 本までリフト可能な電動式乾燥設備	設備として独立して整備する
	水槽	ホース洗浄用水槽 10 m ² で深さ 50 cm～2m	階段式に深さの調整が可能な仕様を検討する
	訓練用プール	潜水訓練用	訓練でも利用可能なホース洗浄用水槽を設置する
	船外機点検固定設備	船外機の固定ができ、水槽に設置できる設備	訓練用プールと兼ねて整備する
	耐震性防火水槽	耐震性防火水槽	千代田庁舎に既存の防火水槽があるので新設は整備しない
	飲料水受水槽	飲料水（約 1 週間分）	設置費用や維持管理費を踏まえて設置しないこととする
	訓練塔（救助種目メイン）	訓練施設（救助種目施設）	総合訓練用の施設は整備（救助種目の訓練用を兼ねる）
	訓練塔（総合訓練用）	現場活動の実践的、効果的な訓練設備	庁舎の付随施設として整備する
	非常用発電設備	指令システムや消防用設備等への非常用電源	千代田庁舎の非常用発電設備を併用する
その他の施設	駐車場	駐車場	千代田庁舎用の駐車場スペースを併用する
	防災井戸	断水時に必要な生活用水	余剰の敷地がある場合に危機管理課との協議
	雨水地下貯水槽	雨水を貯水する設備	余剰の敷地が確保できた場合にのみ検討する
	自家用給油取扱所	消防車両及び自家発電設備等燃料の備蓄	給油取扱所は余剰の敷地が確保できた場合にのみ検討する
	消防ポンプ操法施設	ポンプ操法大会を実施できる訓練場など	既存施設（わかぐり運動公園）を継続して利用する
	ヘリポート	防災ヘリ・Dr ヘリのランデブーポイント	敷地の確保が困難なため見送ることとする

■東消防署エリア

種別	施設・設備	施設及び設備の用途	機能を確保するための方法例
執務環境	事務室	東消防署事務室 10人程度	事務室からの車両倉庫までの動線を踏まえて配置整備する
	事務受付スペース	来客者の対応スペース	夜間受付専用窓口や受付ローカウナーを設置する
	通信室	通信室の個室化	事務室内の一角に夜間受付と兼ねて設置する
	シミュレーション室	現場活動の机上訓練用	事務室内に実施スペースを検討する
	書棚	各課の書類保管や備品の管理場所	既存施設を利用しつつ事務室内に保管場所を設置する
	書庫	保存文書の保管	引継文書は防災センターへ収納
	仮眠室（各隊・個人）	仮眠室を出場隊ごとに配備し個室化	定員4名の仮眠室5と女性専用仮眠室1（個人ロッカー兼）
	下駄箱付ロッカー室	下駄箱とロッカーをひとつのスペースに作る	仮眠室で併用する
	男女別トイレ	男女別トイレの整備	来客者用もかねて男女別、多目的トイレを整備する
	入浴施設（男女別）	入浴施設（シャワールーム）	男女別にボックスタイプシャワーを複数設置する
	乾燥室	洗濯物・洗浄物を乾燥させる部屋	洗面所スペースに洗濯機や乾燥機を設置する
	厨房スペース	職員の調理室	一般家庭の台所程度の機能を有する設備を整備する
	待機室	休憩室	厨房と兼ねて休憩室を整備する
	トレーニングルーム	トレーニング施設	多用途に利用できる多目的室を活用する
	分煙室	室内における分煙室	24時間勤務に考慮して室外に喫煙スペースは設ける
	ゴミ集積所	ゴミの集積場所	新たに専用の集積所を設置
	監視カメラ	防犯用の屋外カメラ	鍵を閉めて出動する機会を想定して24時間監視する
	インターホン	来署者の訪問を知らせるインターホン	無人となる時の連絡ツールを確保する
車両倉庫	車両倉庫（電動シャッター付）	救急車1台、消防車等2台、指揮者1台	前後出入口を設け正面は電動シャッターを検討
	出動準備室	災害出動時着替えができる部屋	車両への動線を踏まえて個人用ロッカーと兼ねて整備する
	防火衣ロッカー室（乾燥室）	防火衣を管理乾燥できる部屋	出動準備室に併設して乾燥用設備を整備する
	救急準備室	救急資機材が準備できる準備室	清潔作業（汚染物等の洗浄、廃棄及び滅菌）の専用室を設置

種別	施設・設備	施設及び設備の用途	機能を確保するための方法例
会議室	市民相談室	市民相談室	事務室の一角に打合せスペースを設ける
	小会議室	少人数での打ち合わせが可能な部屋	多用途に利用できる多目的室を整備する
	防災研修室（講堂）	各講習会等の開催	多用途に利用できる多目的室を利用する
倉庫	物品室	物品管理する場所	救急用備品は専用室、その他は庁舎内の倉庫を整備する
	収納スペース	各収納スペースの確保	出動準備室内に設置する
	屋内倉庫（車庫内）	資機材倉庫	車庫内に資機材倉庫を整備する
	危険物倉庫	燃料等を蓄えられる倉庫	備蓄用の倉庫は整備することとする
	空気充填所	空気ボンベの充填施設	車庫内の一角に専用設備の区画を整備する
関連設備	ホース乾燥設備（リフター付き）	ホース20本までリフト可能な電動式乾燥設備	設備として独立して整備する
	水槽	ホース洗浄用水槽 10 m ³ 程度 深さ 70cm 程度	ホース乾燥設備に併設
	耐震性防火水槽	耐震性防火水槽	千代田庁舎に既存の防火水槽があるので新設は整備しない
	飲料水受水槽	飲料水（約1週間分）	設置費用や維持管理費を踏まえて設置しないこととする
	訓練塔（災害対応訓練施設）	訓練施設（災害対応訓練施設）	設置と維持管理を鑑みて見送ることとする
	非常用発電設備	指令システムや消防用設備等への非常用電源	新たに非常用発電設備を新設する
その他の施設	駐車場	駐車場	来庁舎用の駐車場スペースを設置する
	防災井戸	断水時に必要な生活用水	余剰の敷地がある場合に危機管理課との協議
	雨水地下貯水槽	雨水を貯水する設備	余剰の敷地が確保できた場合にのみ検討する
	自家用給油取扱所	消防車両及び自家発電設備等燃料の備蓄	給油取扱所は余剰の敷地が確保できた場合にのみ検討する
	消防ポンプ操法施設	ポンプ操法大会を実施できる訓練場など	既存施設を継続して利用する
	ヘリポート	防災ヘリ・Drヘリのランデブーポイント	敷地の確保が困難なため近隣のポイントを利用する

第4節 消防庁舎整備の基本方針

1. 基本的な考え方

本章においては、現状を踏まえてどのように消防庁舎の整備を進めていくべきかについて、課題や条件の整理、取り巻く環境等を踏まえた分析、必要とされる規模や諸機能の検証をしました。

(1) 基本構想のまとめ

①消防庁舎の課題

項目	消防本部	西消防署	東消防署
立地	【共通 Point】 ①借地を解消する ②新規で土地購入はしない ③優先して公共施設の跡地利用 ④外構工事費の圧縮 ⑤敷地面積の都合で機能分散は必要 ⑥現在の立地バランスを維持		
	【個別 Point】 ①防災センターへ移転 ②跡地は解体し返還	【個別 Point】 ①千代田庁舎への移転 ②跡地は解体し返還	【個別 Point】 ①条件が整えば移転 ②跡地は有効利用が可能
施設	【共通 Point】 ①老朽化のため移転新築又は既存建替え、もしくは大規模な改修は必要 ②可能な限り総事業費を圧縮できる方法とすることが適切 ③経過年数を考慮して早期着手が必要		
	【個別 Point】 ①防災センターを有効利用 ②必要最低限の改修 ③防災拠点の統一化	【個別 Point】 ①移転新築の方法が最も費用対効果が高い ②工事発注方法の工夫で経費削減が可能 ③現状として施設そのものの課題が多い	
業務	【共通 Point】 ①衛生的で職員が動きやすい環境の整備が必要 ②業務のデジタル化に順応できる職場環境の整備が必要 ③訓練活動拠点として広い敷地と充実した訓練施設整備の検討が必要		
広域消防	【共通 Point】 ①通信指令システムの更新と施設整備の時期をあわせることで経費削減が可能 ②広域消防行政の変化に対応すべく今後を見据えた施設整備が求められている		

②消防庁舎の適正配置

【都市構造の変化への対応】

◆地域における都市構造の変化

地域の状況	消防の対応		地域の状況	消防の対応
【市街化区域】 人口密集…………人数多い 高齢化率低…………割合高い		将来予測  人口減少 高齢者増	【市街化区域】 人口密集…………相対的減少 高齢化率高…………急速な向上	
【その他地域】 人口疎ら…………人数少ない 高齢化率高…………割合高い			【その他地域】 人口より疎ら…………相対的減少 高齢化率なお高…………より向上	



・現在は、西消防署と東消防署の相互連携で対応は可能
 ・将来的な都市構造の変化も十分に考慮しなければならない

◆道路インフラの動向

Point

今後は道路のアクセスはさらに向上が見込まれることから、消防活動に大きな支障があるような懸念材料は考えにくい

◆出動状況の傾向

Point

全地域において均等に出動ニーズが潜在していることを踏まえると、全地域を均等に網羅できるバランスの良い消防署の配置を継続することが重要

◆出動状況の傾向

Point

全地域において均等に出動ニーズが潜在していることを踏まえると、全地域を均等に網羅できるバランスの良い消防署の配置を継続することが重要

【現状の組織体制に基づく適正配置】

組織 Point

- ・女性職員の積極的な採用
- ・将来的に一定の定員増を図る
→社会情勢への順応
→年齢構成の変化への対応
→人材育成の観点

消防力 Point

- ・現状人員では2署体制が限界
- ・現状の署配置でバランスを維持
- ・変更はサービス低下が懸念
- ・人員不足で指揮隊運用が困難
- ・予備車両運用の工夫が必要



Point

消防庁舎整備においては、女性用の施設整備や現状人員以上を想定した施設の規模を確保するなど、将来的な消防力の展望を考慮する必要がある

【行政機能拡充プランとの整合性】

◆行政機能拡充プランの実現性

Point

- ・防災センターの跡地を利用した機能移転は可能
- ・予定敷地（防災センター裏駐車場）に懸念材料が多い
- ・外構工事費が予想以上に膨らみ総事業費が新築以上となる可能性が高い
- ・住民にとっての利便性については懸念される事項もある

◆プランの見直しの必要性

現行プラン

【建物】

防災センター（増築棟舎）を大改修
裏駐車場へ車庫等を新築配置
夜間窓口用の施設設置（通路等）

【外構等】

既存建物（車庫等）撤去
進入路の拡張
敷地の不陸整正（舗装打替え）



見直し後のプラン

【建物】

消防本部は防災センターの既存利用
西消防署は庁舎前へ新築で配置
車庫等も新築で併設配置
敷地の不足は階層を上げる等で対応

【外構等】

必要最低限の外構工事
舗装部分は既存利用

◆東消防署の考え方

Point

- ・西消防署の移転改築と時期をあわせることで経費削減が図れる
- ・敷地内の建替えは工期が長くなることや費用が増加することが懸念される
- ・旧霞ヶ浦地区の保健センター跡地への移転は立地や事業費において効果的
- ・移転の場合には関係する地域住民の理解を得る必要がある
- ・東消防署が移転した場合の跡地は訓練施設として継続して利用が可能

③消防庁舎の適正規模と機能要件

◆消防庁舎の適正規模

項目	消防本部	西消防署	東消防署
必要基準面積	182 m ²	792 m ²	498 m ²
整備予定面積	200 m ² 以上	800 m ² 以上	500 m ² 以上
整備方法	既存利用の改修	移転新築	移転新築

◆消防庁舎に必要な機能

【消防本部】

種別	施設・設備
執務環境	消防長室、事務室、受付スペース、書棚、書庫
生活環境	下駄箱付ロッカー室、男女別トイレ、本部仮眠室、給湯室、待機室（緊急消防援助隊待機場所）
会議室	大会議室（防災研修室・講堂）、小会議室、災害対策室、市民相談室、消防団室
車両倉庫	本部車両車庫
倉庫	倉庫（消防団用含）・資機材置場
その他施設	来客駐車場、発電設備（太陽光）、ヘリポート、自炊場兼市民訓練設備

【西消防署】

種別	施設・設備
執務環境	事務室、事務受付スペース、通信室、シミュレーション室、書棚、書庫
生活環境	仮眠室（各隊・個人）、下駄箱付ロッカー室、男女別トイレ、入浴施設（男女別）、乾燥室、厨房スペース、待機室、トレーニングルーム、分煙室、ゴミ集積所、監視カメラ、電子掲示板
車両倉庫	車両倉庫（電動シャッター付）、出動準備室、防火衣ロッカー室（乾燥室）、救急準備室
会議室	市民相談室、小会議室、防災研修室（講堂）
倉庫	物品室、収納スペース、屋内倉庫（車庫内）、救助倉庫、水難救助資材庫、ゴムボート置場、危険物倉庫、空気充填所、緊急消防援助隊倉庫
関連設備	ホース乾燥設備（リフター付き）、水槽、訓練用プール、船外機点検固定設備、耐震性防火水槽、飲料水受水槽、訓練塔（救助種目メイン）、訓練塔（総合訓練用）、非常用発電設備
その他の施設	駐車場、防災井戸、雨水地下貯水槽、自家用給油取扱所、消防ポンプ操法施設、ヘリポート

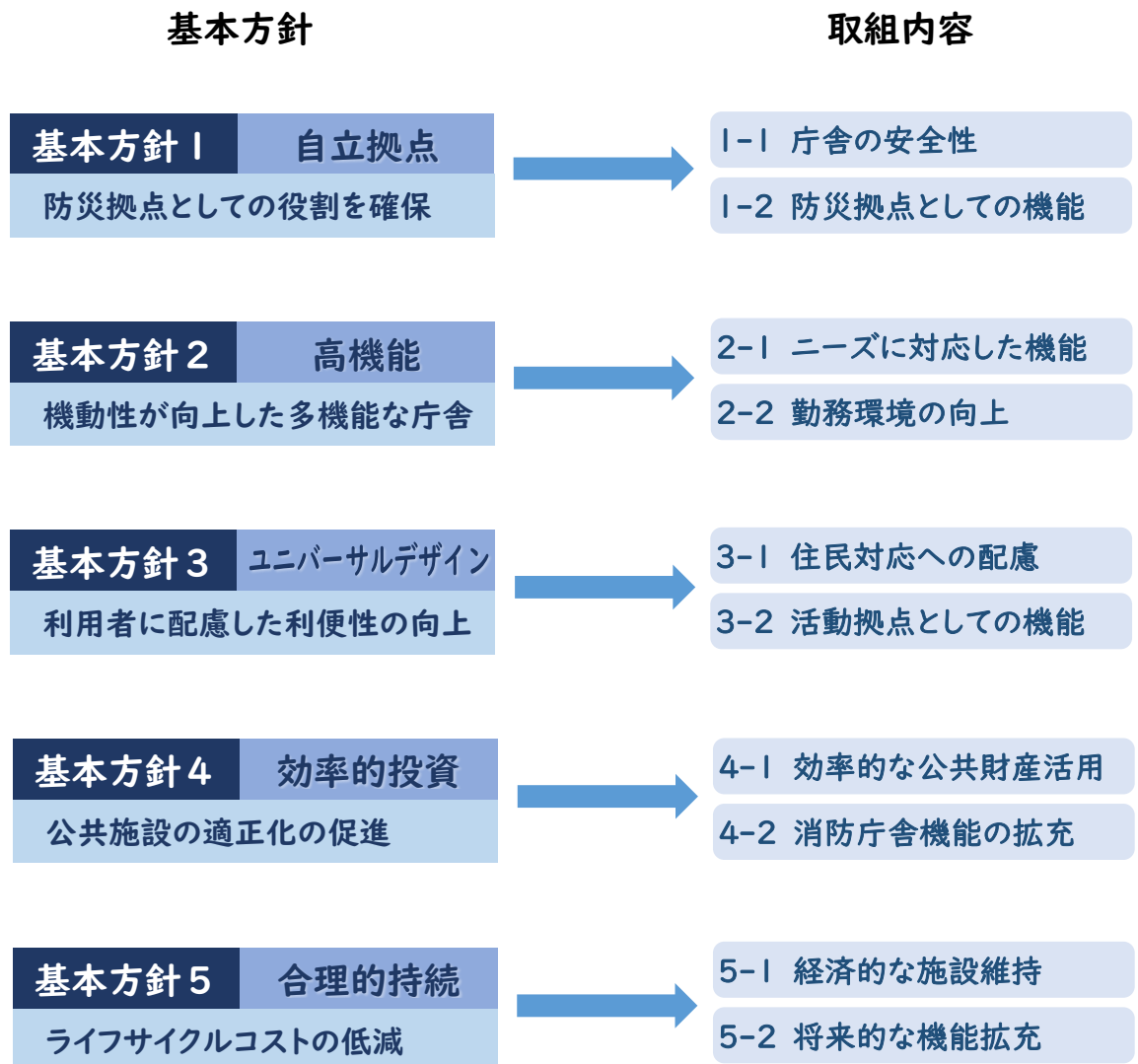
【東消防署】

種別	施設・設備
執務環境	事務室、事務受付スペース、通信室、シミュレーション室、書棚、書庫
生活環境	仮眠室（各隊・個人）、下駄箱付ロッカー室、男女別トイレ、入浴施設（男女別）、乾燥室、厨房スペース、待機室、トレーニングルーム、分煙室、ゴミ集積所、監視カメラ、電子掲示板
車両倉庫	車両倉庫（電動シャッター付）、出動準備室、防火衣ロッカー室（乾燥室）、救急準備室
会議室	市民相談室、小会議室、防災研修室（講堂）
倉庫	物品室、収納スペース、屋内倉庫（車庫内）、危険物倉庫、空気充填所
関連設備	ホース乾燥設備（リフター付き）、水槽、耐震性防火水槽、飲料水受水槽、訓練塔（災害対応訓練施設）、非常用発電設備
その他の施設	駐車場、防災井戸、雨水地下貯水槽、自家用給油取扱所、消防ポンプ操法施設、ヘリポート

2. 基本方針

基本方針では、取りまとめた基本構想や関連計画等を踏まえて、消防庁舎整備のめざす姿として5つの基本方針を掲げます。さらに、それを実現するための10の取組内容を以下のように設定します。

(1) 基本方針の体系



(2) 基本方針の詳細

①基本方針1 「防災拠点としての役割を確保」

消防本部は、危機管理課と連携しての防災活動の中核となる拠点をバランスよく配置しなければなりません。そこで、既存の防災センターを中心として、各消防関連施設の防災機能の向上を図り、地域ごとに拠点を形成する必要があります。

新たな施設の建築や改修にあたっては、火災や救急に加えて、浸水や地震などの大規模な災害でも一定の機能を維持し、自立したインフラ機能を確保することが重

要です。そのため、迅速な消防活動を行うための十分な機能と役割を担うことのできる施設をめざします。

【1-1 庁舎の安全性】

「構造体Ⅰ類・建築非構造部材A類・建築設備甲類」（参照：国土交通 省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」）の耐震性能を持たせ、災害応急対策活動を支える防災中枢拠点として必要な建物強度を確保します。

【1-2 防災拠点としての機能】

地域にバランスよく防災拠点となる施設を配置し、大規模な災害が発生しても円滑な消防活動を可能にする機能も確保します。また、災害時における防災担当部署との連携は必要不可欠なことから、既に連携して活動することが想定されている防災センターを有効に活用できる体制を整えることとします。

②基本方針2 「機動性が向上した多機能な庁舎」

消防本部は、複雑多様化する災害に対して迅速で的確な消防活動を求められることから、機能性を重視して多機能な施設とすることが重要です。そのため、新たに施設を設ける場合においては、将来の展望を見据えた消防体制を前提とした機能の確保と社会情勢の変化に対応できる柔軟性に配慮します。

【2-1 ニーズに対応した機能】

迅速で的確な対応を実現するため、緊急時の出動動線を考慮した事務室や車庫等の設置、保管・保全機能や救急消毒等の諸室を集約、十分な消防活動を可能とするスペースの確保など、施設が円滑かつ効率的に機能するために必要な措置を講じます。

また、消防力の将来的な展望を見据え、柔軟性や対応力を確保できる施設機能を維持していくこととします。

【2-2 勤務環境の向上】

職員にとって利便性が高く働きやすい環境を提供するため、仮眠室の少人数個室化や衛生環境の確保、生活関連機能の集約など生活環境の機能性向上と効率的なゾーニングに配慮します。また、男性も女性も働きやすい環境を目指し、男女別専用の施設を設置することとします。

③基本方針3 「利用者に配慮した利便性の向上」

新たな施設の設置にあたっては、施設全体にユニバーサルデザインの理念を導入して、利用者にとって使いやすい環境を提供します。また、消防団などの関係団体が

活動できるスペースを確保するなど、活動拠点としての機能を拡充させます。

【3-1 住民対応への配慮】

来庁者への対応に配慮し、ローカウンターを設置して相談や受付などが円滑に対応できるようにします。さらに、プライバシーに配慮した個室などの打合せスペースも確保することとします。また、スロープや多目的トイレの設置など全ての利用者にやさしい施設をめざしていきます。

【3-2 活動拠点としての機能】

消防団の積極的な活動を支援するため、その活動の拠点となるような施設を確保します。また、会議や広報活動をはじめとした様々な活動に利用できる優先的なスペースを確保するなど、消防本部だけではなく各種関連団体との連携の促進も図れるように配慮します。

また、大規模な災害でも対応が可能な活動拠点を設置するため、対応可能な施設に想定されるスペースを確保するとともに、施設にはあらかじめ必要な機能を持たせることとします。

④基本方針4 「公共施設の適正化の促進」

市公共施設等マネジメント計画（第Ⅰ期実行計画）に基づき、関連計画との関連性等も十分に配慮しながら、優先順位が比較的上位の消防庁舎に関しては早急な対応を目指していきます。また、行政機能拡充プランによって、消防庁舎に関する方向性の一部が示されていることに鑑みて、総合的に検討・検証を経て庁舎整備等事業の推進を加速させていきます。

【4-1 効率的な公共財産活用】

消防本部と西消防署については、既存の千代田庁舎や防災センターを有効活用することとしていることから、総事業費の圧縮を考慮しつつも必要な機能は確保できるようにバランスのとれた方策を講じます。また、東消防署についても同様の考え方にに基づき事業を進めることとし、施設整備の時期についてもできるだけ同時期となるように調整を図ります。

【4-2 消防庁舎機能の拡充】

消防庁舎に必要な機能を十分に確保するだけでなく、可能な限り費用対効果を高められるよう努めることとする。また、行政機能拡充プランによって空きスペースが多くなった千代田庁舎や防災センターを有効活用し、これまでなかった機能を新たに確保していきます。

⑤基本方針5 「ライフサイクルコストの低減」

新たな施設の設置においては、新たな施設整備に必要なコストの軽減を図るとともに、環境負荷の低減や省エネルギー化についても十分に配慮します。また、継続的な施設の維持管理については、建築時において合理的でコストの低減を図れる工夫も講じることとします。

【5-1 経済的な施設維持】

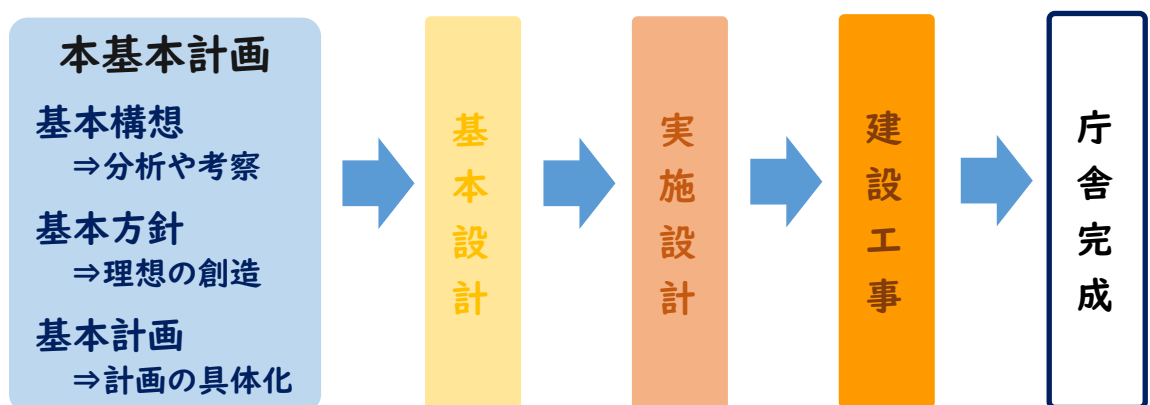
経済的な観点からも、専門性が高い設備や機器の中でも高効率のものを採用し、設備や機器の長寿命化と消費電力等のランニングコストの削減を図ります。また、建築方法の工夫などによって断熱性や気密性などの向上を図り、空調負荷の軽減と快適な空間の提供を図ります。

【5-2 将来的な機能拡充】

現状を踏まえて新たな施設を整備したとしても、将来的に必ず改修の時期に到達することや各種設備等が更新時期となることは避けられません。また、職員数の変化や社会情勢の変化への対応など、現在の住民ニーズの増加と多様化に対応していくためには、それ相応の柔軟性が必要となります。そこで、可能な限り想定されることを勘案して施設の整備を図ることとし、柔軟に対応することが可能な施設をめざしていきます。

3. 庁舎完成までの計画等のプロセス

取りまとめた基本構想や関連計画等を踏まえて、消防庁舎整備のめざす姿として5つの基本方針を掲げました。さらに、この先のプロセスとしては、基本方針等を踏まえて基本計画としてまとめ、これを基軸として「基本設計」、「実施設計」を経て「建築工事」して庁舎が完成することとなります。



第4章 庁舎整備に係る基本計画

第1節 消防庁舎に係る消防体制

1. 人員確保の考え方

庁舎整備においては、将来的な展望も踏まえ、どのような組織体制を前提として施設を整備するかが重要となります。そこで、基本的な構想や方針などをもとに次のように設定します。

(1) 定員管理

将来的には、条例定数の101人程度の定員を確保していくことをめざすこととします。また、将来的には各消防署への配置人員が現状よりも一定数増加することを想定し、この人員数でも支障のない規模を確保することとします。なお、女性消防吏員の採用における努力目標である全職員の5%（5人程度）を達成することを前提とし、施設整備においても女性専用を設けることで働きやすい環境整備を実施することとします。

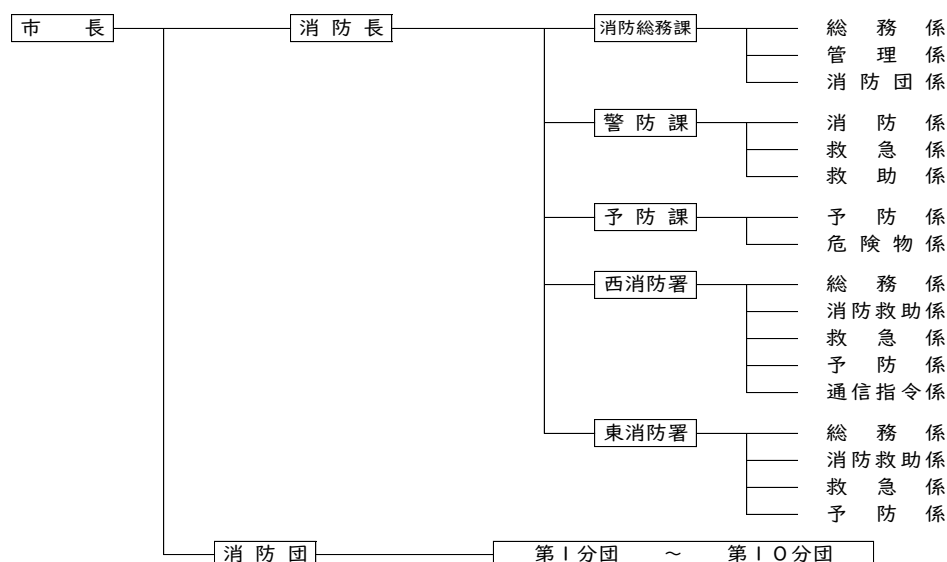
(2) 消防力

人員の一定数の増員を見込んだと仮定しても、現状の2署体制を拡充することが困難なため、2署の消防署を旧町の地域ごとに配置することでバランスを維持します。そのため、各署の位置は大幅に変更することなく、人員増によって消防車両の効果的運用や隊編成に柔軟性を持たせるなど、総合的な消防力の向上は図ることとします。

2. 消防体制

組織体制は、現状組織を原則維持していくこととし、大幅な組織体制の見直しはしないこととします。ただし、消防署における配置は最大人員を見込むこととします。

(1) 組織全体



(2) 人員配置予定

所属別・階級別人員配置予定(15年後の想定)

所属別		階級別	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防士	再任 定年	計
消防本部	消防長		1(1)							1(1)
	次 長		1(1)							1(1)
	消防総務課			2(2)	3(3)	1(2)			1(1)	7(7)
	警防課			2(2)	3(3)	1(2)			1(1)	6(7)
	予防課			2(2)	2(2)	1(2)			1(1)	5(7)
	小計		2(2)	6(6)	8(8)	3(6)			3(3)	20(20)
消防署	西消防署			6(2)	10	15	12	10	2	55(2)
	東消防署			3(1)	8	7	3	3	1	25(1)
	小計			9(3)	18	22	15	13	3	80(3)
合 計			2(2)	15(9)	26(8)	25(6)	15	15	6	100(23)

※() 内は日勤者

※女性職員 5 名以上を含む

(3) 車両配置予定

所属別 車両種別	消防本部			西消防署	東消防署	計
	消防総務課	警防課	予防課			
救助工作車				1		1
化学消防ポンプ自動車				1		1
水槽付消防ポンプ自動車				1	1	2
消防ポンプ自動車				1	1	2
救急車				3	1	4
指揮車		1		1	1	3
団指揮車	1					1
団防災活動車	1					1
査察車			1			1
広報車			1			1
連絡車	1					1
救助艇					1	1
資機材搬送車		1				1
合計	7			8	5	20

第2節 消防庁舎の配置計画

1. 庁舎配置の考え方

地域の都市構造の将来的な展望を考慮し、市街化区域やそれ以外の旧町区域においても十分に対応が可能なバランスを維持することとします。そのため、概ね現在の消防署の位置から大幅な変更はしないこととし、既存の公共施設へ移転することを前提として配置します。

(1) 庁舎の配置場所

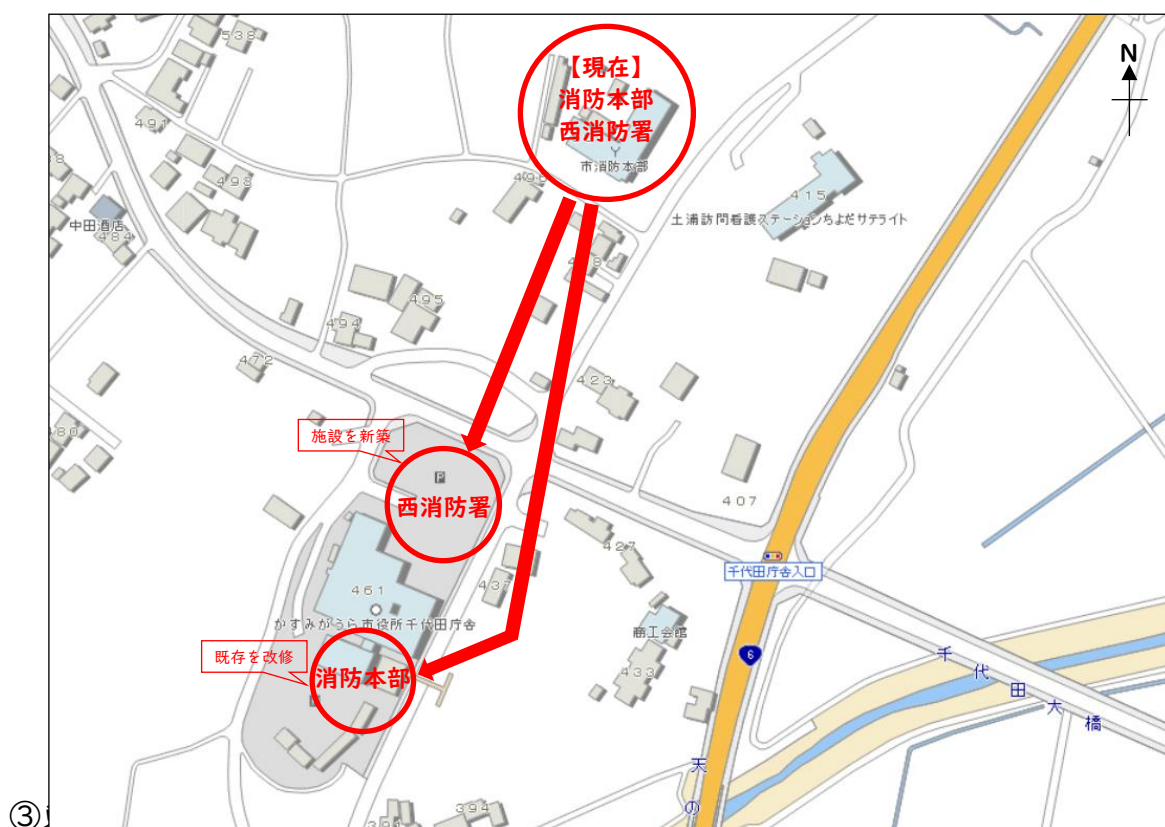
① 消防本部

消防本部は、現在の防災センター1階にある総務部の場所に設置することとし、必要な諸室等は防災センターや増築棟を改修して利用することとします。また、既存の駐車場を利用して、消防本部車両の車庫として再利用します。なお、千代田庁舎の空きスペースも有効活用することとし、必要とされる機能を確保することとします。移転後は、消防本部と西消防署とあわせて既存施設を解体し、借地を返還することとします。

② 西消防署

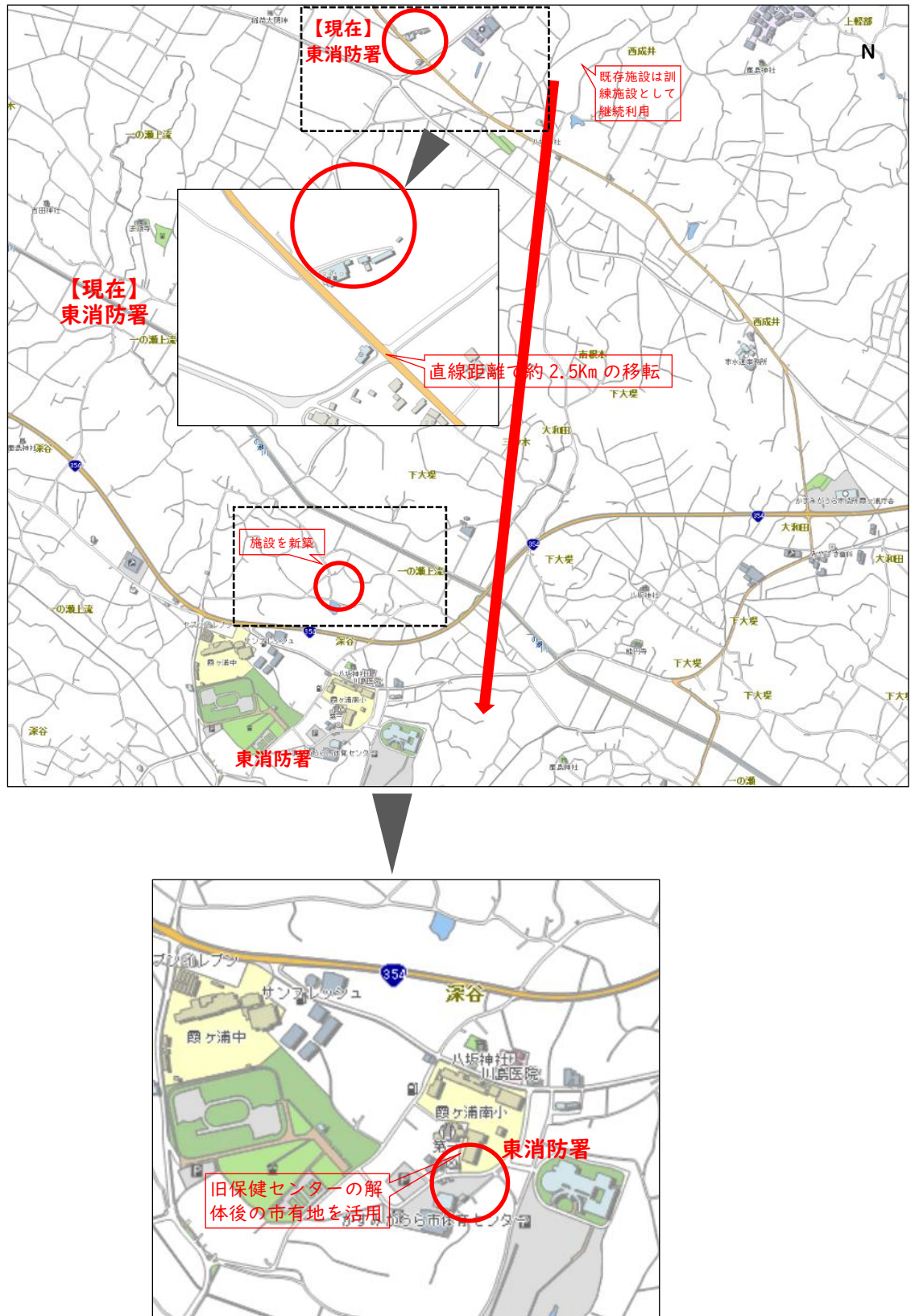
西消防署は、千代田庁舎前の駐車場へ移転することとし、庁舎を新たに建築して設置します。整備方法としては、消防署として必要最低限の機能や設備等はできるだけ一体として整備することとし、機能の拡充に要する諸室やスペース、倉庫等は千代田庁舎の空きスペースの有効活用を基本として整備することとします。

【消防本部・西消防署の移転配置案】



東消防署は、霞ヶ浦保健センター跡地の市有地へ移転することとし、庁舎を新たに建築して設置します。なお移転後は、既存施設は解体することとし、跡地については操法訓練をはじめとした訓練施設として継続的に活用することとします。

【東消防署の移転配置案】



(2) 市内の消防施設の配置バランス

消防本部や西消防署は、距離にしても200m程度の移動となることから、既存施設からの大幅な位置の変更とはなりません。また、東消防署は、直線距離として約2.5km程度を南へ移動することとなり、管轄地域においてはより中央へ移転することとなります。現在の交通網などを考慮すると、管轄内における出勤に要する時間は概ね平準化され、どの管轄外周エリアであっても同程度の移動時間で到着できるようになります。

また、東消防署から市街化区域への移動においても、既存の位置からの移動時間と同程度を維持できることから、これまでと変わらず活動することは可能と考えています。



第3節 消防庁舎の施設計画

1. 庁舎施設の考え方

考え方の根幹としては、基本方針に掲げる10の取組を基軸とした庁舎施設の整備を図ることとします。また、施設の具体的な整備内容については、基本構想で整理した適正規模と機能要件を踏まえて、より詳細を明確にして計画することとします。

本整備計画においては、いくつかの限られた条件を満たしつつ最小の事業経費で最大の機能要件を確保することに重点をおいています。そのため、特に施設の詳細については、一定の優先順位を設定して調整を図る必要があります。しかし、将来的に継続して使用することとなる新設の庁舎に関しては、ライフサイクルコストの削減の観点などから費用対効果を見極めて整備することとします。

(1) 敷地内のゾーニング

① 消防本部

消防本部は、現在の千代田庁舎敷地内の南側に設置された防災センターや増築棟を主要の施設として利用し、必要に応じて千代田庁舎の一部も利用することとします。また、書庫や倉庫などについては既存利用を前提としますが、必要に応じて追加で設置することも想定します。

② 西消防署

西消防署は、千代田庁舎敷地の北側駐車場へ庁舎を新たに建築して設置します。また、事務室や生活に必要な諸室等は、敷地の都合から2階建てとすることも想定はしているが、詳細については実施設計において調整を図ることとします。なお、出動動線などの業務に関連性が強い部分を考慮して一体的に車庫や諸室等を整備し、その他の機能については千代田庁舎の空きスペースを有効活用することとします。

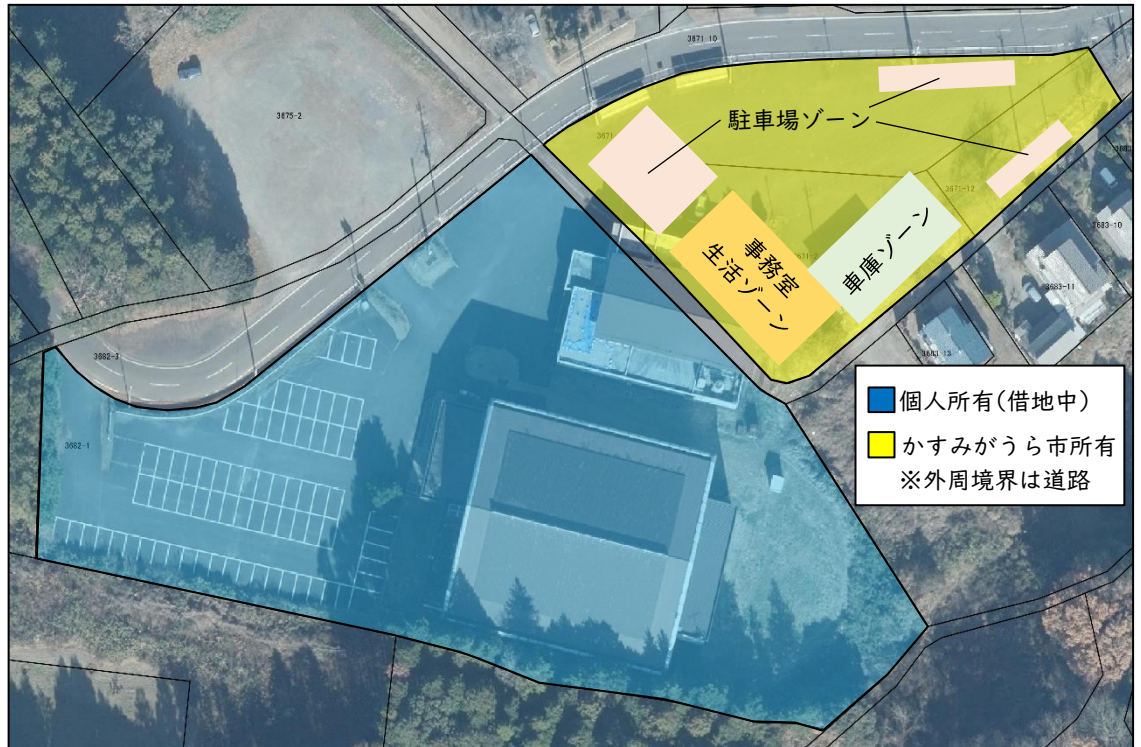
【既存の千代田庁舎における配置案】



③東消防署

東消防署は、現在の旧霞ヶ浦保健センターの跡地で市有地の部分を利用することとします。なお、階層は平屋建てとすることを前提とし、ゾーニングエリア内に適正な規模で動線等に配慮して配置することとします。

【旧霞ヶ浦保健センターにおける配置案】



(2) 庁舎内のゾーニングと動線

①動線の確保

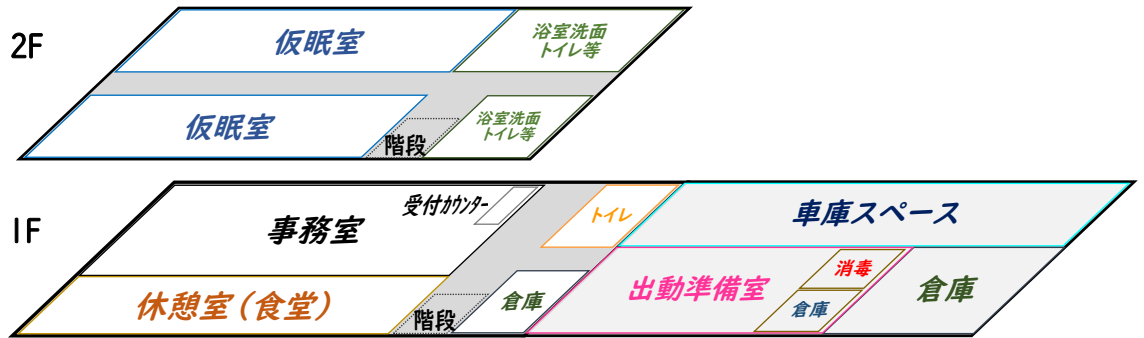
庁舎内のゾーニングは、職員や来庁者などが出勤時なども含めて相互の行動を妨げないようにするため、施設内のゾーニングや移動動線などを確保する必要があります。また、来庁者が職員の動線に妨げられることなく、できる限り短距離での移動となるよう配慮します。

平時の職員の動線は、来庁者があっても確保され速やかに業務ができるよう、主として職員の利用を想定した共用部（廊下、階段など）とします。出勤時の職員の動線は、事務室や仮眠室等から直ちに出勤しやすい動線を確保できるようにします。帰署した職員は、車庫から直接に消毒室や出勤準備室、シャワー室、トイレなどに妨げられることなく円滑に移動できるよう工夫することとします。

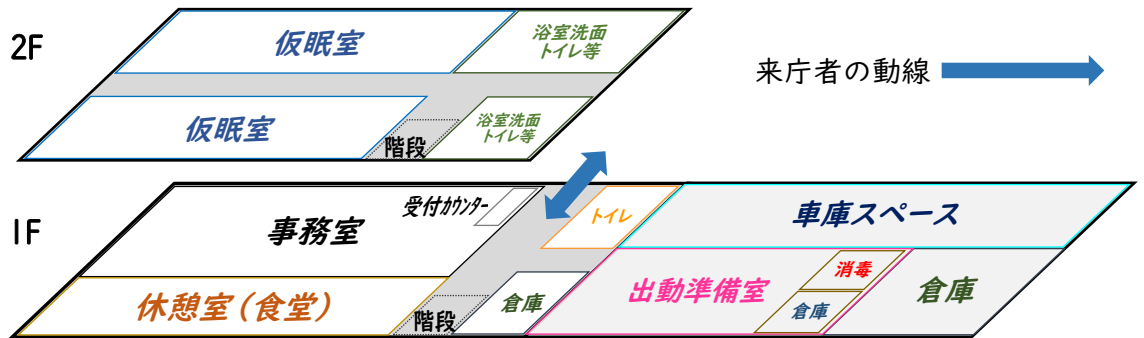
これらのどのシーンにおいても、あらかじめ人の動きをシミュレーションしてリスクの軽減と利便性の向上を図ることとします。

【西消防署内動線案】

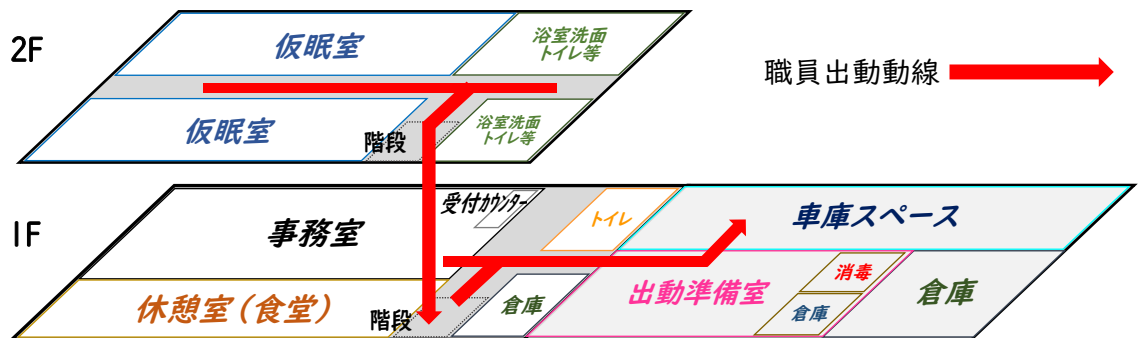
<諸室の配置例>



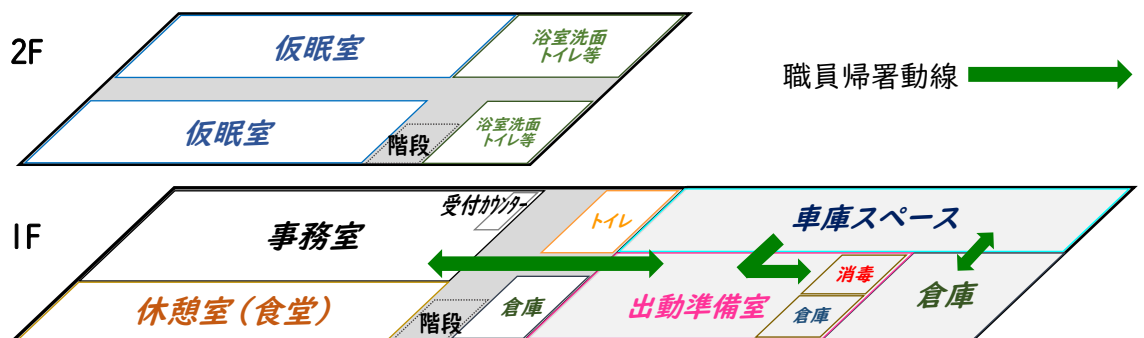
<来庁者の動線例>



<出動時の動線例>

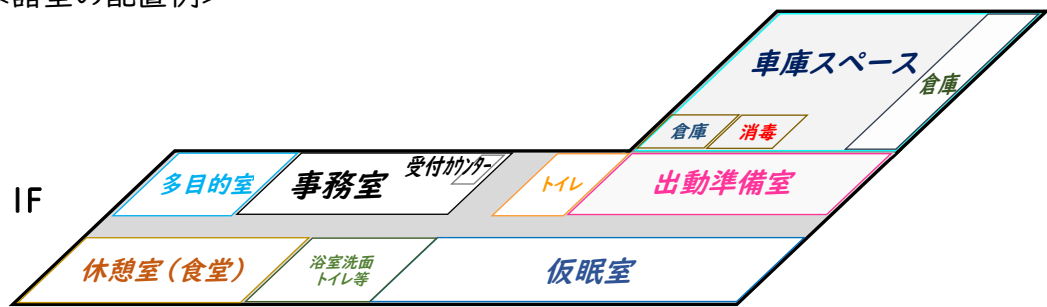


<帰署時の動線例>

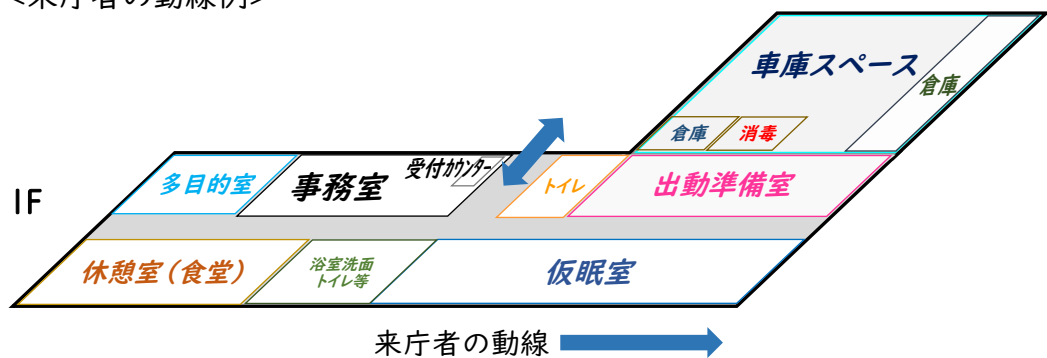


【東消防署】

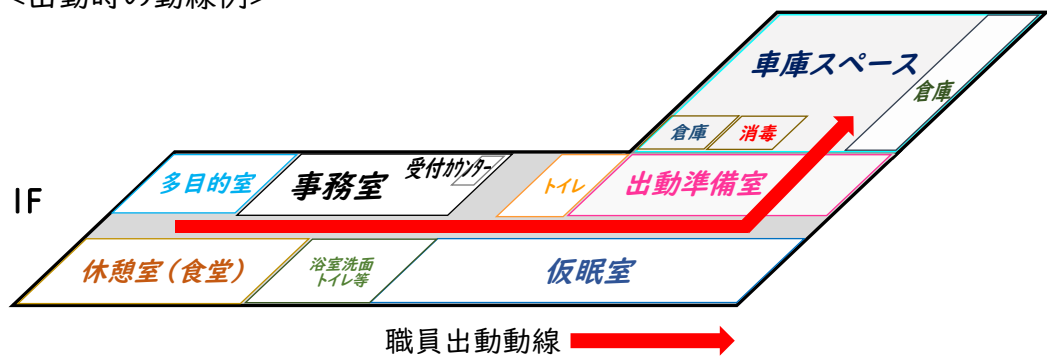
<諸室の配置例>



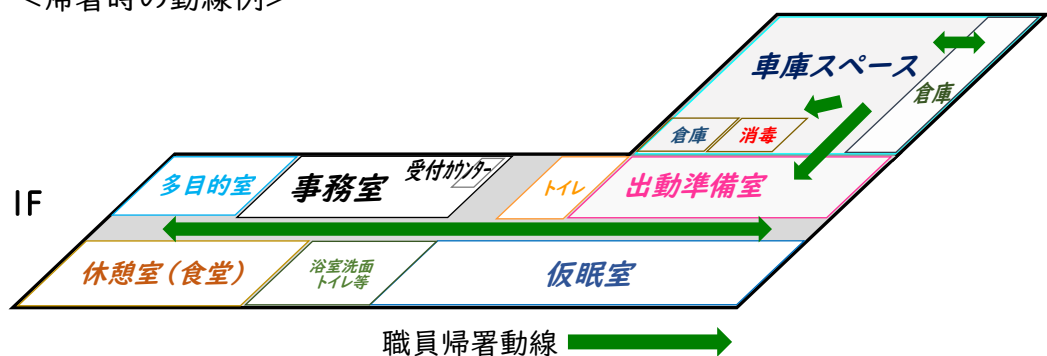
<来庁者の動線例>



<出動時の動線例>



<帰署時の動線例>



2. 施設計画の詳細

施設計画の考え方の根幹は、基本方針に掲げる10の取組を基軸として庁舎施設の整備を図ることとします。また、施設の具体的な整備詳細については、基本構想で整理した適正規模と機能要件を踏まえ実施設計において調整を図ることとします。

(1) 庁舎施設の適正規模

①消防本部

エリア	諸室等	必要面積 (㎡)
共用部	階段・廊下・共用部	24
車庫	車庫	既存を利用
執務スペース	事務室（受付・通信を含む）	145
生活スペース	更衣室（男・女）	13
	浴室・シャワー室・脱衣・洗面場・洗濯場（男・女）	最低限の機能は新設改修
	食堂・厨房・休憩室	既存を利用
	トイレ（男・女）	既存の規模は変えず改修
その他	小会議室等	既存を利用
	研修室	既存を利用
	倉庫	千代田庁舎用を併用
	非常用発電設備	既存を利用

※既存の防災センターを必要に応じて最低限の改修にとどめ利用することとしています

②西消防署

エリア	諸室等	必要面積 (㎡)
共用部	階段・廊下・共用部等	50
車庫スペース	車庫	275
	車庫通路共用部	36
	出動準備室	41
	救急消毒室	12
	救急資機材庫	10
	乾燥室	6
	倉庫	40
執務スペース	事務室（指令室を含む）	110
生活スペース	仮眠室・更衣室（男・女）	99
	浴室・シャワー室・脱衣・洗面場・洗濯場（男）	20
	浴室・シャワー室・脱衣・洗面場・洗濯場（女）	7
	食堂・厨房・休憩室	50

エリア	諸室等	必要面積 (㎡)
生活スペース	トイレ(男)	18
	トイレ(女)	9
	トイレ(多目的)	9
その他	市民相談室、小会議室	千代田庁舎を利用
	研修室	千代田庁舎を利用
	訓練室	千代田庁舎を利用
	油庫	危険物倉庫は別棟で新設
	ホース乾燥設備(リフター付き)	付属設備として併設
	水槽	付属設備として併設
	訓練施設	付属設備として併設
	非常用発電設備	千代田庁舎用を併用
合計		792

③東消防署

エリア	諸室等	必要面積 (㎡)
共用部	階段・廊下・共用部等	34
車庫スペース	車庫	117
	車庫通路共用部	36
	出動準備室	18
	救急消毒室	12
	救急資機材庫	10
車庫スペース	乾燥室	6
	倉庫	40
執務スペース	事務室(指令室を含む)	54
	多目的室(会議室等)	45
生活スペース	仮眠室・更衣室(男・女)	50
	浴室・シャワー室・脱衣・洗面場・洗濯場(男)	15
	浴室・シャワー室・脱衣・洗面場・洗濯場(女)	7
	食堂・厨房・休憩室	27
	トイレ(男)	9
	トイレ(女)	9
	トイレ(多目的)	9

エリア	諸室等	必要面積 (㎡)
その他	市民相談室、小会議室	多目的室を併用利用
	研修室	多目的室を併用利用
	訓練室	多目的室を併用利用
	油庫	危険物倉庫は別棟で新設
	ホース乾燥設備(リフター付き)	付属設備として併設
	水槽	付属設備として併設
	訓練施設	整備しない(既存敷地利用)
	非常用発電設備	付属設備として新設
		498

(2) 庁舎施設の機能要件

① 消防本部

種別	施設・設備	施設の整備方針
執務環境	消防長室	改修で個室を配置又は応接スペース等の設置
	事務室	防災センター1階全フロアを事務室として利用する
	受付スペース	既存のローカウンター利用 改修で打合せスペースを新設
	書棚	既存施設を利用 事務室内にレール付保管庫を新設
	書庫	防災センターの既存書庫を利用
生活環境	下駄箱付ロッカー室	防災センター増築棟を改修して設置
	男女別トイレ	既存施設を利用 洋式化などの軽微な改修
	本部仮眠室	本部職員は千代田庁舎の休憩室を利用女性職員は西消防署
	給湯室	既存施設を利用
	待機室(緊急消防援助隊待機場所)	防災センター又は千代田庁舎の空きスペースを利用
会議室	大会議室(防災研修室・講堂)	千代田庁舎や防災センターの会議室を有効活用する
	小会議室	千代田庁舎や防災センターの会議室を有効活用する
	災害対策室	有事の際には防災センター2階を活用する
	市民相談室	防災センターや千代田庁舎の会議室を利用する
	消防団室	防災センターや千代田庁舎の会議室を利用する

種別	施設・設備	施設の整備方針
車両倉庫	本部車両車庫	防災センター裏の既存公用車車庫を利用（資機材搬送車は西消防署）
倉庫	倉庫（消防団等）・資機材置場	防災センター等の既存倉庫を利用
その他施設	来客駐車場	既存駐車場を来客者用へ転用
	発電設備（太陽光）	既存発電設備を兼用で利用
	ヘリポート	敷地を確保できないため見送り
	自炊場兼市民訓練設備	面積を確保できないため見送り

②西消防署

種別	施設・設備	施設の整備方針
執務環境	事務室	必要面積以上の事務室を設置 フリーデスク採用（OA 対応）
	事務受付スペース	夜間受付専用窓口を設置 受付ローカウンターを設置
	通信室	事務室内の一角に夜間受付と兼ねて設置
	シミュレーション室	事務室内に実施スペースを設置
	書棚	事務室内に保管場所を設置
	書庫	引継文書は防災センターへ収納
生活環境	仮眠室（各隊・個人）	定員 4 名の仮眠室 5 と女性専用仮眠室 1（個人ロッカー兼）
	下駄箱付ロッカー室	仮眠室と併用で設置
	男女別トイレ	来客者用も兼ねて男女別、多目的トイレを設置
	入浴施設（男女別）	男女別にボックスタイプシャワーを複数設置
生活環境	乾燥室	洗面スペースに洗濯機や乾燥機を設置
	厨房スペース	一般家庭の台所程度の機能を有する設備を設置
	待機室	厨房と兼ねて休憩室を設置
	トレーニングルーム	千代田庁舎の空きスペースに設置
	分煙室	24 時間勤務に考慮して室外に喫煙スペースを設置
	ゴミ集積所	千代田庁舎の既存施設を併用
	監視カメラ	必要な場所に 24 時間監視できる設備を整備する
	電子掲示板	設置費用や維持管理費を踏まえて費用対効果を検証する

種別	施設・設備	施設の整備方針
車両倉庫	車両倉庫（電動シャッター付）	前後出入口を配置 電動シャッター（横開き）を設置 排気ダクトの設置
	出動準備室	装備品の個人用ロッカーを設置 出動前の打合せスペースを設置
	防火衣ロッカー室（乾燥室）	出動準備室に併設して設置
	救急準備室	清潔作業（汚染物等の洗浄、廃棄、滅菌）する専用室を設置
会議室	市民相談室	事務室内にスペースを設置
	小会議室	千代田庁舎内の会議室を利用
	防災研修室（講堂）	千代田庁舎内の会議室を利用
倉庫	物品室	救急用備品は専用室を設置 その他は庁舎内外へ設置
	収納スペース	出動準備室内に設置
	屋内倉庫（車庫内）	車庫内に資機材倉庫を設置
	救助倉庫	関連資機材等専用の収納庫を設置
	水難救助資材庫	関連資機材等専用の収納庫を設置
	ゴムボート置場	関連資機材等専用の収納庫を設置
倉庫	危険物倉庫	備蓄用の倉庫を設置
	空気充填所	車庫内一角に専用設備の区画を設置
	緊急消防援助隊倉庫	庁舎外へ倉庫を設置
関連設備	ホース乾燥設備（リフター付）	水槽と併設して設置
	水槽	階段式の深さ調整可能な仕様で設置
	訓練用プール	水槽と兼用で設置
	船外機点検固定設備	水槽と兼用で設置
	耐震性防火水槽	既存の防火水槽を利用
	飲料水受水槽	設置費や維持管理費を踏まえ見送り
	訓練塔（救助種目メイン）	総合訓練用の施設と併用（救助種目の訓練用を兼ねる）
	訓練塔（総合訓練用）	総合訓練用の施設は設置
	非常用発電設備	千代田庁舎の非常用発電設備を兼用

種別	施設・設備	施設の整備方針
その他の施設	駐車場	既存の駐車場スペースを併用
	防災井戸	敷地の都合により見送り
	雨水地下貯水槽	敷地が都合により見送り
	自家用給油取扱所	敷地が都合により見送り
	消防ポンプ操法施設	既存施設を継続して利用
	ヘリポート	敷地を確保できないため見送り

③東消防署

種別	施設・設備	機能を確保するための方法例
執務環境	事務室	必要面積以上の事務室を設置 フリーアドレス採用（OA 対応）
	事務受付スペース	夜間受付専用窓口を設置 受付ローカウンターを設置
	通信室	事務室内の一角に夜間受付と兼ねて設置
	シミュレーション室	事務室内に実施スペースを設置
	書棚	事務室内に保管場所を設置
	書庫	庁舎外へ倉庫を設置
	仮眠室（各隊・個人）	定員 4 名の仮眠室 5 と女性専用仮眠室 1（個人ロッカー兼）
	下駄箱付ロッカー室	仮眠室と併用で設置
	男女別トイレ	来客者用もかねて男女別、多目的トイレを整備する
	入浴施設（男女別）	男女別にボックスタイプシャワーを複数設置
	乾燥室	洗面スペースに洗濯機や乾燥機を設置
	厨房スペース	一般家庭の台所程度の機能を有する設備を設置
	待機室	厨房と兼ねて休憩室を設置
	トレーニングルーム	多目的室と併用 機材が収納可能な面積を確保
	分煙室	24 時間勤務に考慮して室外に喫煙スペースを設置
	ゴミ集積所	新たに専用の集積所を設置
	監視カメラ	24 時間監視するカメラを設置
	インターホン	無人となる時の連絡ツールを設置

種別	施設・設備	機能確保するための方法例
車両倉庫	車両倉庫（電動シャッター付）	前後出入口を配置 電動シャッター（横開き）を設置 排気ダクトの設置
	出動準備室	装備品の個人用ロッカーを設置 出動前の打合せスペースを設置
	防火衣ロッカー室（乾燥室）	出動準備室に併設して設置
	救急準備室	清潔作業（汚染物等の洗浄、廃棄、滅菌）する専用室を設置
会議室	市民相談室	事務室内にスペースを設置
	小会議室	多目的室を併用
	防災研修室（講堂）	多目的室を併用
倉庫	物品室	救急用備品は専用室を設置 その他は庁舎内外へ設置
	収納スペース	出動準備室内に設置
	屋内倉庫（車庫内）	車庫内に資機材倉庫を設置
	危険物倉庫	備蓄用の倉庫を設置
	空気充填所	車庫内一角に専用設備の区画を設置
関連設備	ホース乾燥設備（リフター付）	水槽と併設して設置
	水槽	ホース洗浄等用の水槽を設置
	耐震性防火水槽	霞ヶ浦南小のプールを利用
	飲料水受水槽	霞ヶ浦南小の受水槽を利用
	訓練塔（災害対応訓練施設）	敷地が確保できないため見送り
	非常用発電設備	新たに非常用発電設備を設置
その他の施設	駐車場	来庁舎用の駐車場スペースを設置
	防災井戸	敷地が都合により見送り
	雨水地下貯水槽	敷地が都合により見送り
	自家用給油取扱所	敷地が都合により見送り
	消防ポンプ操法施設	既存施設を継続して利用
	ヘリポート	敷地を確保できないため見送り

第4節 消防庁舎の構造計画

1. 耐震安全性

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）」では、人命の安全確保や施設の機能確保を目的として、耐震安全性の目標を次の表のように定めています。

新たに整備する消防庁舎は、災害時における活動拠点となる施設であることから、構造体「Ⅰ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」の性能を確保し、高い安全性と施設機能の継続性を備えた建物構造とします。

<官庁施設の総合耐震計画基準>

部位	分類	耐震安全性の目標	重要度係数※
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	1.5
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	1.25
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	1.0
建築 非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	—
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	—
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	—
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。	—

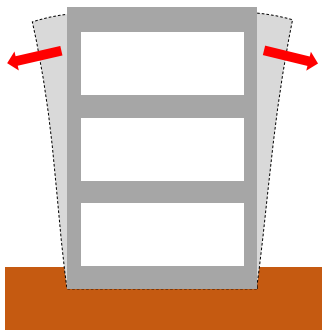
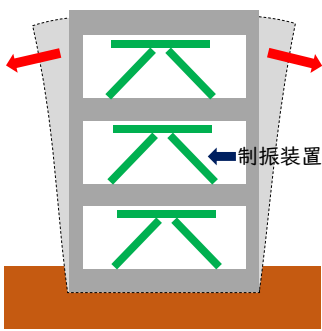
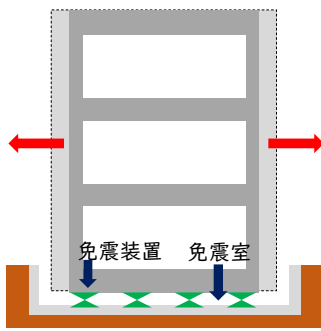
※大規模な地震後の建築物の機能を確保するため、建築物の重要度に応じて必要保有水平耐力を割り増す係数（各階の必要保有水平耐力 = 建築基準法施行令で規定された数値 × 重要度係数）。

2. 構造形式

建物の構造形式には、「耐震構造」、「制振構造」、「免震構造」があり、それぞれの特徴は次のとおりです。大規模な地震における建物の揺れ方には構造による違いはあるものの、建物本体の壁や躯体、建物内部の設備や機器、消防車両などへの被害を最小限に抑えられる耐震性を持った構造が必要となります。

消防庁舎は防災活動における中枢の拠点となることが求められていることから、大規模な地震が発生後でも迅速な復旧が可能で、円滑に消防活動へ注力できる構造形式を導入することとします。構造形式においては、諸条件等を総合的に検討して有効な耐震性能が得られ適切な構造を採用することとします。

【各構造形式の特徴】

形式 項目	耐震構造	制振構造	免震構造
概要図			
構造概要	耐力壁等を配置して各部分が破壊しない強度を確保し構造体で耐える構造。	制振装置で地震力を減衰又は増幅を防ぎ建物の揺れを低減させる構造。	免震層や免震装置で地震動エネルギーを吸収して建物本体に直接的に伝わらないようにする構造。
揺れによる影響	上階ほど揺れ幅が大きくなり、内部の設備や備品等の転倒対策が必要。 【評価：△】	耐震構造よりは揺れは抑えられるが、内部においては同様の傾向がある。 【評価：○】	上層階でも建物の揺れを穏やかにし制御でき、内部の転倒対策は概ね不要。 【評価：◎】
初期経費や維持費	一般的には制振・免震構造より低コストで導入が可能で、一般的な建物維持管理で対応が可能。 【評価：◎】	制振部材設置や構造体の補強等が追加となるが、一般的な建物維持管理で対応が可能。 【評価：○】	免震装置や免震層の工事がコスト高となり、継続的な免震装置等の定期点検が必要となる。 【評価：△】
施設計画との整合	比較的低層の建物を想定しており、構造的にも適用しやすく本施設の構造形式として問題はない。 【評価：○】	制振構造は高層建物への導入において効果を発揮しやすく、本施設の想定では適正はあまり高くない。 【評価：△】	比較的低層の建物でも導入事例があり、災害対応拠点としての本施設との整合性は高い。 【評価：◎】

※耐震性は構造体「Ⅰ類」又は相当を確保していることを前提とします

第5節 事業スケジュール

1. 事業の進め方

現時点での事業スケジュールは、令和6年度に「実施設計」、令和7年度に「工事着手」とし、可能な限り令和9年度中に「竣工」を目指していくこととします。なお、工事に関しては、通信指令装置の更新時期が令和8～9年に予定されていることから、進捗状況を調整しながら同時期に進められるよう経費の縮減に努めるものとします。

スケジュール管理においては、大きな変更とならないように確実に進捗させていかなければなりません。不確定な要素も大いに想定され懸念されるところですが、想定範囲内において考慮したうえでスケジューリングすることとします。

2. スケジュールの詳細

項目	月	R6	R7	R8	R9
千代田庁舎の 移転市営備		設計等 → 改築工事 → 引越 開庁			
消防庁舎等 整備計画策定					
住民・議会への 説明等					
基本・実施設計 ※本部・各署を含む		プロポーザル募集 → 設計委託 → 照査検査			
本体工事 ※本部・各署同時進行			発注・契約 → 着工 → 竣工		
備品や設備等 の調達					工事進捗と調整
通信指令装置 の更新					工事進捗と調整
庁舎引越作業					各部署の同時進行
開庁					開庁

第6節 概算事業費

単位:千円

種別	内 容	R7 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
消防本部	消防本部庁舎改修設計業務（既存千代田庁舎）	99,638	→繰越見込			
	設計照査業務			3,000		
	監理業務委託			12,552	18,868	
	消防本部庁舎改修工事（既存千代田庁舎）			313,800	471,700	
	消防備品購入（事務用）				1,000	
西消防署	建築確認申請手数料		72		207	
	省エネ適合判定手数料		198			
	構造適合判定審査手数料		107			
	西消防署新築工事設計業務	《プロポで一括発注》				
	西消防署建設用地地質調査業務委託	《プロポで一括発注》				
	設計照査業務			一括		
	西消防署解体工事設計業務				4,000	
	西消防署増築工事			本部改修と一括発注		
	西消防署解体工事					50,000
	消防備品購入（事務用）				1,000	
東消防署	都市計画法規則 60 条証明手数料		1			
	建築確認申請手数料		72		207	
	省エネ適合判定手数料		198			
	構造適合判定審査手数料		107			
	東消防署新築工事設計業務	《プロポで一括発注》				
	東消防署建設用地敷地測量業務	《プロポで一括発注》				
	東消防署建設用地地質調査業務委託	《プロポで一括発注》				
	設計照査業務			一括		
	東消防署解体工事設計業務				一括	
	監理業務委託			11,606	17,410	
	東消防署新築工事			290,160	435,240	
	東消防署解体工事					35,000
	消防備品購入（事務用）				1,000	
事業合計		99,638	755	631,118	950,632	85,000
		1,767,143				

第7節 ライフサイクルコスト(LCC)の縮減

1. ライフサイクルコストの考え方

ライフサイクルコスト(LCC:Life cycle cost)とは、建物分野では計画・設計や建築から、その建物の維持管理、最終的な解体や廃棄までに要する費用の総額のことで、「建物のライフサイクルコスト」といい生涯費用ともいわれています。

新たに建築物を設置するにあたっては、計画や設計において建築費用だけではなくその後のランニングコストも十分に考慮しなければなりません。ライフサイクルコストは大きく「ランニングコスト」と「イニシャルコスト」に分けられ、そのバランスをどのように調整するかが肝要となります。

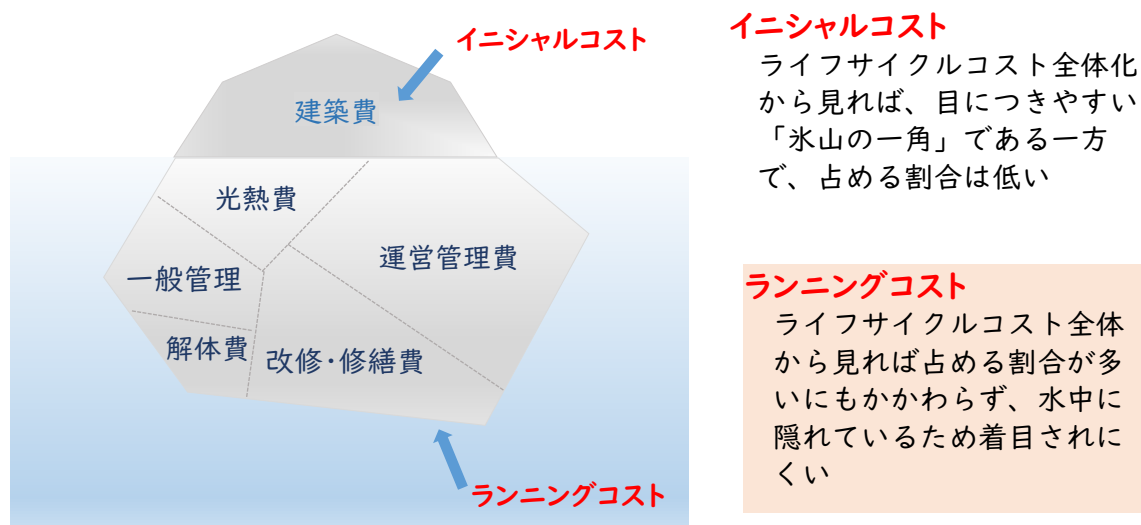
(1) ライフサイクルコストの重要性

①ランニングコストとイニシャルコスト

ランニングコストとは建物を継続して使用し管理するためにかかる費用、イニシャルコストとは建物の設計や建築など設置に係る初期費用です。一見するとイニシャルコストの方が総建築費として高額な印象が強いですが、建物の設置から供用を廃止して解体するまでの長期間で必要となるランニングコストを考えると、目には見えづらいですが圧倒的に多額であることは明かです。

ランニングコストにおいては、維持管理に要する経費以外にも建物の長寿命化を図るための改修なども含まれることから、場合によっては建築費の4倍程度の費用となることも想定しなければなりません。それだけに、いかに費用対効果の高い建築物や構造物を設置するかが重要な課題となります。

【イニシャルコストとランニングコストとの関係】



コストの関連性を氷山の一角に例えた図

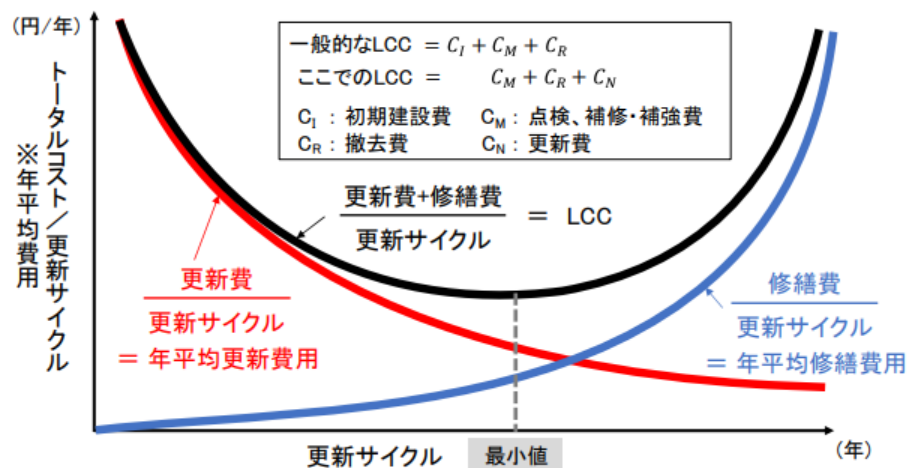
【ライフサイクルコストの種類】

種類	概要	着目度	コスト種別
建設費	建物を建築する際の初期にかかる費用	○	イニシャルコスト
運営管理費	点検費、保守費、清掃費、警備費など	◎	ランニングコスト
一般管理費	施設の運用費、保険料など	○	ランニングコスト
改修・修繕費	メンテナンス費、修繕費、設備更新費など	◎	ランニングコスト
光熱費	電気代、水道代、ガス代など	◎	ランニングコスト
解体処分費	建物の解体・撤去費、最終処分費など	△	ランニングコスト

※イニシャルコストはランニングコストを考慮してバランスを調整することを前提とします

②ライフサイクルコストの最小化

更新サイクルを延ばすことで年平均更新費用は低減しますが、年平均修繕単価は上昇していくため、「維持管理費用+更新費」が最小となるように修繕や更新の期間、方法などを決定していくことが重要となります。



(出典:国土交通省)

(2) ライフサイクルコストの軽減

①建設時の将来的な展望

建物の維持管理に必要な経費を数十年単位で考え場合は、設計や設備導入を検討する際に十分に考慮する必要があります。そのため、建物の気密性や断熱性、自動照明や LED の導入、最新の省エネ技術を採用した空調設備の導入など、省エネルギー化に関しては特に意識しなければなりません。

また、消防業務に特化した電気設備、機械設備、外構付帯設備などにおいては、適切な設置場所の選定や機能性の確保などのほか、環境配慮やエコマテリアル、経済性に優れメンテナンス性に配慮された設備の導入を検討する必要があります。

第8節 事業推進に係る財政措置

1. 財源確保の考え方

本市の長期的な財政計画においては、将来的な展望を踏まえると多くの懸念材料を抱えている状況です。そのため、少しでも不安材料を減らすためにも、年次的な財政支出を平準化することや、補助金や交付金などを有効活用して事業費の市負担分の軽減を図っていかねばなりません。

そこで、突出した一時的の支出を抑制するために、有利な条件で活用できる起債を利用して事業を実施し、なだらかに年次的な償還を図っていくことも検討することとします。また、庁舎建設に関する補助は現状として期待できない可能性が高いですが、設備や備品などについては国や県の補助事業等を積極的に活用することとします。

2. 将来的な財政措置

施設の維持管理に係る費用については、既存施設と比較しても経費軽減が図れるように建物や設備の整備を図ることとします。また、将来的に老朽化が進んだ際でも、必要以上の経費を要せずに補修や修繕が可能となるような工夫を講じておくこととします。このような、建設時におけるイニシャルコストと維持経費のランニングコストのバランスを一定程度調整することによって、将来的な財政負担の軽減を図っていくこととします。

第5章 資料編

かすみがうら市行政機能拡充プラン

かすみがうら市消防庁舎等整備計画

発行年月：令和6年5月

発行：かすみがうら市市消防本部消防総務課

〒315-0057 茨城県かすみがうら市上土田501

TEL:0299-59-0119